

興部町地域防災計画

【風水害等災害対策編】

平成 28 年 3 月

興部町防災会議

目 次

第1章 総則	3
第1節 計画策定の目的.....	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	3
第4節 用語の定義	4
第5節 計画の修正要領.....	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第7節 住民及び事業者の基本的責務等.....	11
第2章 興部町の概況.....	17
第1節 自然的条件	17
第2節 災害の概況	17
第3章 防災組織	23
第1節 防災会議	23
第2節 災害対策本部.....	24
第3節 配備体制	34
第4節 住民組織等の活用.....	39
第4章 災害予防計画.....	43
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	43
第2節 防災訓練計画.....	46
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	48
第4節 相互応援（受援）体制整備計画.....	49
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	50
第6節 避難体制整備計画.....	53
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	59
第8節 情報収集・伝達体制整備計画.....	62
第9節 建築物災害予防計画.....	63
第10節 消防計画	65
第11節 水害予防計画.....	66
第12節 風害予防計画.....	69
第13節 雪害予防計画.....	71
第14節 融雪災害予防計画.....	73
第15節 高波、高潮災害予防計画.....	74
第16節 土砂災害の予防計画.....	75
第17節 積雪・寒冷対策計画.....	78
第18節 複合災害に関する計画.....	80
第5章 災害応急対策計画.....	83

第1節	災害情報収集・伝達計画	83
第2節	災害通信計画	92
第3節	災害広報・情報提供計画	95
第4節	避難対策計画	98
第5節	応急措置実施計画	106
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	108
第7節	広域応援・受援計画	110
第8節	ヘリコプター等活用計画	112
第9節	救助救出計画	114
第10節	医療救護計画	115
第11節	防疫計画	118
第12節	災害警備計画	120
第13節	交通応急対策計画	122
第14節	輸送計画	125
第15節	食料供給計画	127
第16節	給水計画	130
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	132
第18節	石油類燃料供給計画	134
第19節	電力施設災害応急計画	135
第20節	ガス施設災害応急計画	136
第21節	上下水道施設対策計画	137
第22節	応急土木対策計画	138
第23節	被災宅地安全対策計画	140
第24節	住宅対策計画	142
第25節	障害物除去計画	146
第26節	文教対策計画	147
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	150
第28節	家庭動物等対策計画	153
第29節	応急飼料計画	154
第30節	廃棄物等処理計画	155
第31節	防災ボランティアとの連携計画	157
第32節	労務供給計画	159
第33節	職員派遣計画	161
第34節	災害救助法の適用と実施	163
第35節	水防計画	166
第6章	地震・津波災害対策計画	183
第7章	事故災害対策計画	187
第1節	海上災害対策計画（海難対策計画）	187
第2節	海上災害対策計画（流出油等対策計画）	191

第3節	航空災害対策計画.....	195
第4節	道路災害対策計画.....	199
第5節	危険物等災害対策計画.....	204
第6節	大規模な火事災害対策計画.....	211
第7節	林野火災対策計画.....	215
第8節	家畜伝染病対策計画.....	221
第8章	災害復旧・被災者援護計画.....	225
第1節	災害復旧計画.....	225
第2節	被災者援護計画.....	227

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、興部町防災会議が作成する計画であり、興部町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、防災業務を計画的かつ迅速・的確に実施するための具体的事項について、定めることを目的とする。

第2節 計画の構成

興部町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 風水害等災害対策編
- 2 地震・津波災害対策編
- 3 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、北海道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災会議 興部町防災会議をいう。
- 4 町本部 興部町災害対策本部をいう。
- 5 町本部長 興部町災害対策本部長をいう。
- 6 町副本部長 興部町災害対策副本部長をいう。
- 7 町防災計画 興部町地域防災計画をいう。
- 8 防災関係機関 北海道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 9 災害予防責任者 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- 10 避難場所 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
- 11 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。
- 12 避難所 公民館等の公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
- 13 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをいう。
- 14 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 15 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 16 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条第1項に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。ただし、軽微な事項については、会長が修正し、次の町防災会議に報

告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。
- 6 前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、防災関係機関の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

【興部町】

- 1 興部町役場
 - ・ 町防災会議に関すること。
 - ・ 町本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ・ 防災に関する組織の整備及び資材の備蓄、その他災害予防措置の実施に関すること。
 - ・ 町の所掌に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。
 - ・ 自主防災組織の充実に関すること。
 - ・ 防災訓練に関すること。
 - ・ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
 - ・ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 2 興部町教育委員会
 - ・ 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
 - ・ 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査等に関すること。
- 3 西紋別地区環境衛生組合（西紋別地区環境衛生センター）
 - ・ 災害におけるし尿の処理に関すること。
- 4 興部町国民健康保険病院
 - ・ 災害時における救護班の編成や被災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。

【紋別地区消防組合】

- 1 紋別地区消防組合消防署興部支署、興部消防団
 - ・ 災害時における人命救助、財産保護等、消防及び水防に関すること。

- ・ 災害の予防措置に関すること。
- ・ 防災教育、訓練等の普及・啓発及び指導に関すること。
- ・ 災害時における各医療機関との協力体制に関すること。
- ・ 町の要請に基づく防災対策の支援、協力に関すること。
- ・ 災害時における消防団の出動命令に関すること。
- ・ その他消防業務に関すること。

【北海道】

- 1 オホーツク総合振興局
 - ・ オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
 - ・ 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
 - ・ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
 - ・ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施並びに被害の取りまとめに関すること。
 - ・ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - ・ 救助法の適用及び実施に関すること。
 - ・ その他災害発生の防衛及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
- 2 オホーツク総合振興局網走建設管理部
 - ・ 水防技術の指導に関すること。
 - ・ 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に係る工事に関すること。
 - ・ 所轄河川の維持管理に関すること。
 - ・ 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。
 - ・ 第1種漁港及び第2種漁港の災害復旧に関すること。
 - ・ 道道の維持、災害復旧等に関すること。
- 3 オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（紋別保健所）
 - ・ 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること。
 - ・ 災害時における防疫活動の実施に関すること。
 - ・ 食品環境衛生の指導監視に関すること。
 - ・ 防疫薬剤等提供対策に関すること。
 - ・ 死亡獣畜処理に関すること。
- 4 オホーツク教育局
 - ・ 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。
 - ・ 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。
- 5 オホーツク総合振興局西部森林室
 - ・ 所轄道有林の治山対策に関すること。
 - ・ 道有林野の林野火災対策に関すること。

- ・ 災害時における町からの要請による緊急復旧資材の供給に関する事。

【北海道警察】

- 1 北見方面本部興部警察署
 - ・ 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。
 - ・ 災害情報の収集に関する事。
 - ・ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。
 - ・ 犯罪の予防、取締り等に関する事。
 - ・ 危険物に対する保安対策に関する事。
 - ・ 広報活動に関する事。
 - ・ 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。
 - ・ 行方不明者の捜索及び死体の検視に関する事。

【指定地方行政機関】

- 1 北海道総合通信局
 - ・ 災害時における通信の確保に関する事、及び非常通信の訓練、運用、管理に関する事。
 - ・ 非常通信協議会の運営に関する事。
- 2 北海道財務局（北見出張所）
 - ・ 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。
 - ・ 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡遅延等に対する特例措置の要請に関する事。
 - ・ 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。
 - ・ 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関する事。
 - ・ 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付に関する事。
- 3 北海道厚生局
 - ・ 災害状況の情報収集、通報に関する事。
 - ・ 関係職員の派遣に関する事。
 - ・ 関係機関との連絡調整に関する事。
- 4 北海道労働局（名寄労働基準監督署）
 - ・ 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事。
- 5 北海道農政事務所（北見支局）
 - ・ 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
- 6 北海道森林管理局（網走西部森林管理署西紋別支署）
 - ・ 所轄国有林に関する保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事。

- ・ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事。
 - ・ 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事。
 - ・ 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。
- 7 北海道経済産業局
- ・ 救援物資の円滑な供給と確保に関する事。
 - ・ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
 - ・ 被災中小企業の振興に関する事。
- 8 北海道産業保安監督部
- ・ 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の実施に関する指導に関する事。
 - ・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関する事。
- 9 北海道開発局（網走開発建設部）
- ・ 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。
 - ・ 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関する事。
 - ・ 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。
 - ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。
 - ・ 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事。
 - ・ 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関する事。
 - ・ 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事。
 - ・ 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事。
 - ・ 第3種漁港及び第4種漁港の整備並びに災害復旧に関する事。
 - ・ 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事。
 - ・ 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関する事。
 - ・ 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事。
- 10 北海道運輸局（北見陸運局北見運輸支局）
- ・ 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関する事。
 - ・ 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する事。
 - ・ 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用に関する事。
 - ・ 自動車輸送事業の安全の確保に関する事。
- 11 北海道地方測量部
- ・ 地理空間情報の活用に関する事。
 - ・ 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事。
 - ・ 測量等の実施に関する事。
- 12 札幌管区気象台（網走地方気象台）
- ・ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。

- ・ 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
 - ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。
 - ・ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること。
 - ・ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
 - ・ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における町や北海道に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - ・ 町や北海道、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること。
- 13 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）
- ・ 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。
 - ・ 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。
 - ・ 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。
 - ・ 海上における人命の救助に関すること。
 - ・ 海上交通の安全確保に関すること。
 - ・ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
 - ・ 海上災害時における自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
- 14 北海道地方環境事務所
- ・ 油等の大量流出による防除の協力に関すること。
 - ・ 災害廃棄物の処理等に関すること。
 - ・ 環境モニタリングに関すること。
 - ・ 家庭動物の保護等に関すること。
- 15 北海道防衛局（帯広防衛支局）
- ・ 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。
 - ・ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
 - ・ 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
- 16 紋別公共職業安定所（ハローワーク紋別）
- ・ 被災地域における労働力の供給に関すること。
 - ・ 被災失業者の職業紹介に関すること。
 - ・ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
 - ・ 雇用保険法による求職者給付の罹災受給資格者に対する優先取扱いに関するこ

と。

【自衛隊】

- 1 陸上自衛隊（北部方面隊）
 - ・ 災害予防責任者の行う防災訓練に関し、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。
 - ・ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
 - ・ 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

【指定公共機関】

- 1 東日本電信電話株式会社北海道事業部
 - ・ 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
- 2 株式会社NTT ドコモ北海道支社
 - ・ 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
- 3 KDDI 株式会社北海道総支社
 - ・ 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
- 4 ソフトバンクモバイル株式会社
 - ・ 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
- 5 日本赤十字社北海道支部（興部町分区）
 - ・ 災害時における医療、助産等の救助業務に関すること。
 - ・ 救援物資の供給に関すること。
 - ・ 救助に関し、民間団体及び個人が行う救助活動の連絡調整に関すること。
 - ・ 災害義援金品の受領、配分及び募集に関すること。
- 6 日本放送協会（北見放送局）
 - ・ 防災に係る知識の普及に関すること。
 - ・ 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
- 7 北海道電力株式会社（紋別営業所）
 - ・ 電力供給施設の防災対策に関すること。
 - ・ 災害時における電力の円滑な供給に関すること。
 - ・ 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関すること。
- 8 日本郵便株式会社（興部郵便局、沙留郵便局）
 - ・ 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
 - ・ 郵便の非常取扱いに関すること。
 - ・ 郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動に関すること。

【指定地方公共機関】

- 1 社団法人紋別医師会
 - ・ 災害時における救急医療に関すること。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

- 1 北オホーツク農業協同組合、沙留漁業協同組合、オホーツク中央森林組合、オホーツク農業共済組合
 - ・ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - ・ 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。
 - ・ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- 2 興部町商工会
 - ・ 災害時における物価の安定及び救助物資の確保の協力に関すること。
 - ・ 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
- 3 一般社団法人興部町建設業協会
 - ・ 災害時における応急対策及び復旧対策の協力に関すること。
- 4 一般病院・医院
 - ・ 災害時における医療防疫対策の協力に関すること。
- 5 一般運送事業者
 - ・ 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関すること。
- 6 危険物関係施設の管理者
 - ・ 災害時における危険物の保安に関すること。
- 7 社会福祉法人興部町社会福祉協議会、興部町内各自治会
 - ・ 災害時における炊き出し、災害予防、災害応急対策の協力に関すること。

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取組む「自助」や身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、実践していくことが必要である。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練等、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動したうえで、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、北海道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 町・北海道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民は、これに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、北海道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定

- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて、町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民等活動の実践

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践活動が継続的に促進されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 興部町の概況

第2章 興部町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

町は、北海道の北東部に位置し、東経 142 度 51 分から 143 度 16 分、北緯 44 度 13 分から 44 度 29 分の間にある。北東部一帯はオホーツク海に面し、南東は紋別市、南西を西興部村と滝上町、北西を雄武町に接している。面積は 362.54km²で、北海道総面積（83,424.22km²）の 0.43%に相当する。

第2 地勢及び気候

町の地勢は、山地・開析扇状地、段丘及び平地を中心とした沖積低地と洪積低地によって形成されている。山地にあつては町の西部にトーウツ岳・岩上山・ポロヌプリ岳が屹立しており、南部にはウツ岳と天狗山がそびえている。

気候は、冬季には流氷の接岸により寒冷となり、春先に西又は南西の風が強まってフェーン現象により高温・乾燥する日がある。夏季にはオホーツク海高気圧の影響を受け、霧が発生し、低温となる。

年間平均気温は 5.5℃で冷涼な気候地域に入るが、寒暖の差が激しく、流氷が接岸すると氷点下 20℃を下回る日もある。年間降水量は 857.2mm と少なく、日照時間も 1641.3 時間と少ない（観測値は平年値（昭和 56（1981）年～平成 22（2010）年の平均））。

第2節 災害の概況

町における過去の主な災害は、次のとおりである。

年月日	災害の記録	災害の概要
昭和 2 年 6 月 7 日	山火事	民家より出火、烈風にあおられ開村以来の市街地大火となる。焼失戸数 236 戸、損害額 79 万円
昭和 3 年 6 月 18 日	火事	小学校教員住宅より出火し、校舎 1,430a、教員住宅等を焼失、損害額 4 万円
昭和 15 年 5 月 11 日	山火事	藻興部原野で山火事発生、山林 3,110ha、民家 5 戸焼失。損害額約 400 万円
昭和 15 年 8 月 15 日	豪雨	夜半からの豪雨により、開村以来の大洪水となる。耕地の浸水 1,700ha、流失家屋 11 棟、橋梁流失 22 等で総被害額 55 万円
昭和 25 年～昭和 27 年	山火事	開墾火入れによる大規模な山火事が多発。昭和 25 年 5 件、昭和 26 年 2 件、昭和 27 年 1 件、合計焼失面積 343ha、損害額 4,244 万円
昭和 27 年 5 月 14 日	暴風	午前 6 時頃より風速が強まり 35m/s を記録、同 11 時頃までに家屋全壊 67 戸、半壊 122 戸、小破 968 戸、農作物の被害面積 2,989ha、損害額 2,629 万円

年月日	災害の記録	災害の概要
昭和 29 年 9 月 26 日	台風	台風 15 号が来襲、風速 40～45m/s を記録し、家屋の全壊 43 棟、同半壊 50 棟、非家屋の全壊 48 棟、同半壊 54 棟、農作物の被害 713ha、林産被害多数。総被害額 6,928 万円
昭和 30 年 3 月 17・18 日	大雨	異常暖気と大雨により河川はん濫。自衛隊も出動したが、それでも床上浸水 18 棟、床下浸水 34 棟、農地冠水 261ha 等により被害額 988 万円
昭和 37 年 8 月	台風	台風による大雨により自衛隊に出動を要請し、築堤・給水を行う。
昭和 48 年 8 月	豪雨	集中豪雨により道路決壊、土砂崩れ数箇所、床下浸水 7 戸、牧草畑冠水 1,000ha 等により被害額約 500 万円
昭和 51 年 5 月 14 日～16 日	暴風	3 日間にわたり暴風が吹き荒れ、最大風速 34m/s を記録し、住家損壊 6 戸、非住家全壊 36 戸、同半壊 100 戸等により損害額 3,537 万円
昭和 53 年 3 月 1 日	暴風雪	夜半からの暴風雪により国道が通行不能となり、車中に閉じ込められる人が多数出ることとなった。
昭和 54 年 10 月 19 日	台風	昭和 29 年以来の大型台風により大災害となる。住家床上浸水 3 戸、同床下浸水 8 戸、農地冠水 200ha 等。また、水産関係にも多数の被害をもたらした。総被害額 3 億 336 万円
平成 4 年 9 月 12 日	台風	台風 19 号による大雨により興部川支流が増水し、床下浸水 21 件の被害が発生している。
平成 10 年 9 月 16 日	台風 豪雨	台風 5 号による大雨により各河川はん濫。河川決壊 57 箇所、道路損壊 52 箇所、橋梁損壊 2 箇所、住家床上浸水 29 戸、同床下浸水 68 戸、牧草地への土砂流入及び水産関係被害等により被害総額 52 億 7,828 万円。また、水道本管流出事故により興部・沙留市街全域が断水し、自衛隊に出動を要請し、4 日間にわたり給水活動を行う。
平成 13 年 9 月 10 日～12 日	台風	台風 15 号による大雨により、河川決壊 13 箇所、道路決壊 32 箇所、林道決壊 1 箇所、約 25ha の草地冠水等の被害が発生した。
平成 16 年 1 月 13 日～16 日	大雪	日本海西部に発生した低気圧により、13 日夜から 16 日にかけて最大風速 15m/s を伴う総降雪量 100cm 以上の記録的な大雪となった。営農施設 39 箇所が雪により崩壊するなどの被害が発生した。
平成 16 年 9 月 8・9 日	台風 暴風	日本海沿いを北上した台風 18 号により、雄武町で最大瞬間風速 51.5m/s、興部町で最大風速 22m/s を記録するなど町内においても暴風による多くの家屋等の損壊が発生したほか、電柱等の倒壊による停電が各所で発生し、復旧作業が追いつかず、最大延べ 3 日にわたり停電となる地区もあった。 施設被害計 386 件、農林水産業被害を含め、被害総額は 7 億円を超えた。

年月日	災害の記録	災害の概要
平成 18 年 10 月 7 日～9 日	低気圧	本州太平洋側で発生した低気圧により、10 月 7 日の降りをはじめから 9 日未明までの総雨量が 118mm に達し、大雨・洪水・波浪警報に加え、暴風・高潮警報も発表された。興部川の水位も避難勧告の発令には至らなかったものの、特別警戒水位を超える 6.23m に達した。土木施設災害に加え、放牧地やデントコーンへの冠水や農業施設破損、町有林の倒木、さけ定置網への大被害、その他公共施設の破損等の被害をもたらした。
平成 25 年 3 月 2・3 日	暴風雪	急速に発達した低気圧が通過した影響により、3 月 2 日の正午頃より暴風雪となり、その影響で国道 238 号線、国道 239 号線等の主要道路が 3 日朝まで通行止めとなり、沙留では立ち往生する車が相次ぎ、沙留公民館に 45 名が避難した。
平成 26 年 8 月 4・5 日	低気圧	前線を伴った低気圧による大雨により、降りはじめからの雨量が 101.5mm に達し、興部町で初めての土砂災害警戒情報が発表され、床下浸水 6、河川決壊 2 箇所、道路決壊 2 箇所等の被害が発生した。

第3章 防災組織

第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく興部町防災会議条例（昭和37年条例第10号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害が発生した場合における情報収集・防災機関の相互連絡・調整を行うことを任務とする。

第1 組織と所掌事務

1 組織

(1) 会長

ア 町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 陸上自衛隊北部方面隊の職員のうちから町長が任命する者

ウ 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

エ 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

オ 町長の部内の職員のうちから町長が任命する者

カ 町の教育委員会の教育長

キ 紋別地区消防組合の職員及び消防団員のうちから町長が任命する者

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

ケ 公共的団体の代表者のうちから町長が任命する者

2 所掌事務

(1) 町防災計画及び興部町水防計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2 運営

興部町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町本部は、基本法及び興部町災害対策本部条例（昭和37年条例第11号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生する場合において、町防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

第1 設置基準

町本部は、町の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- 1 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき。
- 2 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時。
- 3 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
- 4 避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要となる時。
- 5 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要となる時。

第2 町長の職務の代理

町本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関し、町長に事故があるとき、又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務課長

第3 町本部の設置又は廃止等

1 町本部の設置

町長は、町本部を設置したときは、直ちに職員全員に庁内放送及び無線、有線電話等で周知するとともに、防災関係機関、オホーツク総合振興局及び報道機関並びに住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

2 町本部の廃止

町本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害対策措置が概ね完了したと認められるときは、町本部を廃止する。

町本部を廃止したときは、防災関係機関、オホーツク総合振興局及び報道機関並びに一般住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

3 町本部の設置又は廃止の通知等

町長（町本部長）は、町本部を設置したときは、次の方法により通知公表する。また、町本部を廃止した場合の通知公表は、設置したときの方法に準じて行うものとする。

通知・公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
オホーツク総合振興局	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX
紋別地区消防組合消防本部 紋別地区消防組合消防署興部支署 興部消防団	電話、FAX、メール
興部警察署	電話、FAX、メール
町防災会議委員	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX、メール、口頭
近隣市町村	北海道総合行政情報ネットワークシステム、電話、FAX、メール
住民	広報車、町ホームページ、口頭（自治会長等を通じて）、テレビ、ラジオ

4 標識の掲示

町本部が設置されたときは、町本部の標識を町役場庁舎玄関に掲示する。

第4 現地災害対策本部の設置

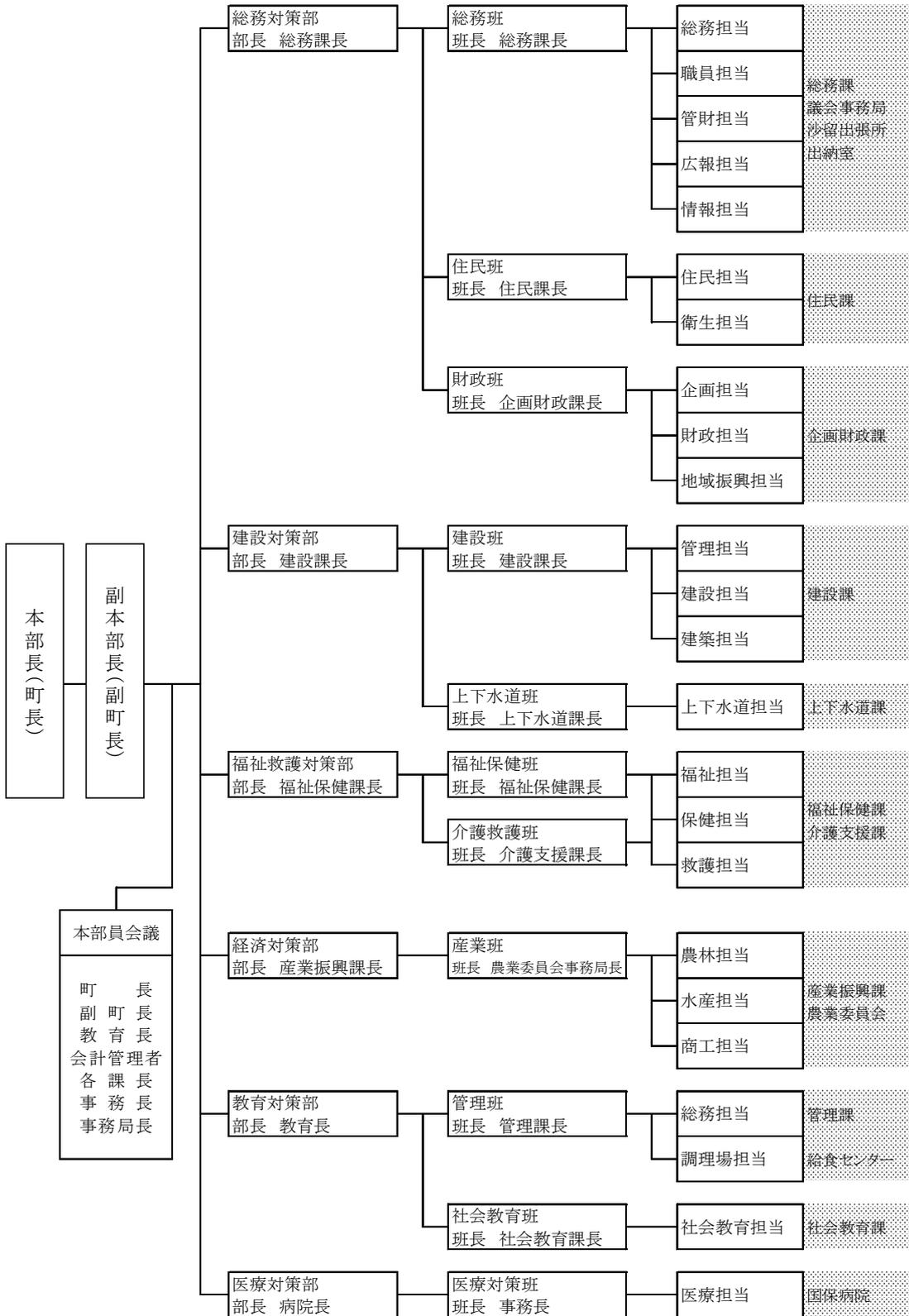
町本部長は、災害地における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて、災害現地に興部町現地災害対策本部を設置する。

第5 町本部の組織等

町本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

町本部の構成については、次のとおりとする。

【興部町災害対策本部組織図】



●本部員会議の開催

- 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 本部員は、必要により所管職員を伴って会議に出席することができる。
- 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務課長にその旨を申し出ることができる。

【興部町災害対策本部所掌事務】

部	班（編成）	担当	所掌事務
総務対策部 【部長】 総務課長	総務班 【班長】 総務課長 （総務課） （議会事務局） （沙留出張所） （出納室）	総務担当	1 町本部の庶務及び町本部員との連絡に関する こと。 2 町防災会議との連絡調整に関する こと。 3 町本部会議に関する こと。 4 気象等に関する特別警報、警報、注意報及び情 報等の受理伝達に関する こと。 5 自衛隊の派遣要請に関する こと。 6 救助法の適用に関する こと。 7 国、北海道に対する要請及び報道に関する こ と。 8 本部記録、災害記録に関する こと。 9 通信連絡機能の確保に関する こと。 10 応急措置及び復旧対策の調整に関する こ と。 11 住民に対する警報、避難命令に関する こ と。 12 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する こ と。 13 他の部及び部内、班に属さない こ と。
		職員担当	1 町防災計画に基づく職員の配置計画に関する こ と。 2 町本部職員の非常招集に関する こ と。 3 町本部職員の食料及び寝具の調達供給に関する こ と。 4 支援活動団体等の配備調達供給に関する こ と。 5 町本部長及び町副本部長の秘書に関する こ と。 6 災害視察者の接遇に関する こ と。 7 災害対策従事者の公務災害補償に関する こ と。 8 その他職員業務に関する こ と。
		管財担当	1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する こ と。
		広報担当	1 災害広報に関する こ と。 2 町本部の応急対策についての広報活動に関する こ と。 3 被災地の巡回広報活動に関する こ と。 4 災害報道記事及び災害写真等、収集に関する こ と。 5 その他広報業務に関する こ と。
		情報担当	1 災害情報及び措置等の収集、報告に関する こ と。 2 避難の勧告、指示及び被災者の避難誘導に関する こ と。 3 救出活動に関する こ と。 4 被災者及び被災家屋等の実施調査に関する こ と。 5 被災世帯名簿の作成に関する こ と。 6 水防資機材の備蓄及び点検に関する こ と。 7 その他情報業務に関する こ と。

部	班（編成）	担当	所掌事務
	住民班 【班長】 住民課長 (住民課)	住民 担当	1 住民組織との連絡及び協力に関する事 2 災害時の交通安全対策に関する事
		衛生 担当	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 2 被災地の環境衛生保持に関する事 3 被災地の死亡獣畜処理に関する事 4 その他災害清掃業務に関する事
	財政班 【班長】 企画財政課長 (企画財政課)	企画 担当	1 災害後における町全体計画の企画、調査及び総合調整に関する事 2 報道機関に関する災害被害状況報告に関する事
		財政 担当	1 災害対策の予算措置に関する事 2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事 3 災害応急物品等の調達に関する事 4 その他財政業務に関する事
		地域 振興 担当	1 普通財産の管理に関する事 2 家屋の被災状況に関する事（空家）

部	班（編成）	担当	所掌事務
建設対策部 【部長】 建設課長	建設班 【班長】 建設課長 (建設課)	管理 担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川水位及び雨量の情報収集並びに報告に関する事。 2 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整に関する事。 3 災害時の物資資材及び避難のための緊急輸送計画に関する事。 4 災害時の土木建設機械等の確保及び輸送に関する事。 5 災害時の土木建設機械の運用計画の作成及び実施に関する事。 6 労務供給対策に関する事。 7 その他建設管理業務に関する事。
		建設 担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 市街地の浸水防止対策に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 5 救出活動に関する事。 6 災害時輸送に関する事。 7 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び復旧対策に関する事。 8 その他建設業務に関する事。
		建築 担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 町有施設の災害応急対策に関する事。 3 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 4 応急仮設住宅の建設に関する事。 5 避難所、炊き出し所及び救護所設営工事に関する事。 6 災害時の建設用復旧資材の需給計画に関する事。 7 その他建築業務に関する事。
	上下水道班 【班長】 上下水道課長 (上下水道課)	上下 水道 担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 3 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 4 機動給水に関する事。 5 配水調整に関する事。 6 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関する事。 7 その他上下水道業務に関する事。

部	班（編成）	担当	所掌事務
福祉救護対策部 【部長】 福祉保健課長	福祉保健班 介護救護班 【班長】 福祉保健課長 【班長】 介護支援課長 (福祉保健課) (介護支援課)	福祉担当	1 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 3 被災者に対する各種福祉資金に関すること。 4 保育所児等の避難、誘導及び罹災状況調査に関すること。 5 ボランティアの受け入れ及び活動に関すること。 6 その他福祉業務に関すること。
		保健担当	1 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること。 2 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること。 3 救急薬品の供給確保に関すること。 4 被災地及び避難所の保健指導に関すること。 5 その他保健業務に関すること。
		救護担当	1 救助法に基づく救助の実施に関すること。 2 災害救助費の予算経理に関すること。 3 被災者に対する応急生活援助物資の配分に関すること。 4 被災者の炊き出しに関すること。 5 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。 6 人的被害の取りまとめ及び死体の収容安置に関すること。 7 行方不明者の捜索に関すること。 8 避難所の開設及び管理に関すること。 ① 避難所の把握、記録作成 ② 日誌、記録作成 ③ 食物、生活物資の配分等援護業務 ④ 施設の防火、秩序の維持環境整備 9 その他救護業務に関すること。

部	班（編成）	担当	所掌事務
経済対策部 【部長】 産業振興課長	産業班 【班長】 農業委員会 事務局長 （産業振興課） （農業委員会）	農林 担当	1 農地、山林及び農林業用施設の被災調査並びに 応急対策に関すること。 2 農林産物の被害調査及び応急対策に関するこ と。 3 農作物家畜の被害調査及び応急対策に関する こと。 4 林野の災害予防に関すること。 5 被災地の病害虫の防疫に関すること。 6 災害時の農林畜産関係資金の融資に関するこ と。 7 その他農林業務に関すること。
		水産 担当	1 水産関係被害調査に関すること。 2 被害の応急措置及び復旧対策に関すること。 3 遭難漁船の救助に関すること。 4 出漁漁船の避難連絡に関すること。 5 災害時の水産関係資金の融資に関すること。 6 その他水産業務に関すること。
		商工 担当	1 商工業関係被害の調査に関すること。 2 観光関係被害の調査に関すること。 3 被災商工業者及び観光関係業者の金融相談及 び応急対策に関すること。 4 災害時の消費物資の確保及び物価安定策に関 すること。 5 その他商工観光業務に関すること。

部	班（編成）	担当	所掌事務
教育対策部 【部長】 教育長	管理班 【班長】 管理課長 （管理課）	総務 担当	1 児童生徒の応急避難計画の作成及び実施に関する こと。 2 教育施設の応急利用に関すること。 3 児童生徒の罹災状況の調査に関すること。 4 応急教育の確保及び被災児童生徒の教科書、学 用品等の支給に関すること。 5 教職員の動員に関すること。 6 被災児童生徒の健康管理及び給食に関するこ と。 7 文教施設の被害調査及び応急処理、復旧対策に 関すること。 8 その他文教施設に関すること。
	（給食センター）	調理場 担当	1 町本部職員救助活動者及び被災者の炊き出し 支援に関すること。
	社会教育班 【班長】 社会教育課長 （社会教育課）	社会 教育 担当	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関す ること。 2 社会教育施設の応急利用に関すること。 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 4 文化財の被害調査及び保全に関すること。 5 その他社会教育施設に関すること。
医療対策部 【部長】 興部町国民健康 保険病院長	医療対策班 【班長】 興部町国民健康 保険病院事務長 （国保病院）	医療 担当	1 傷病者の収容、手当その他応急医療に関するこ と。 2 災害時の医療品、衛生資材の確保及び供給に関 すること。 3 国保診療施設の応急復旧対策に関すること。 4 その他医療対策に関すること。

1 町本部長等

町本部長は町長、町副本部長は副町長をもって充てるものとする。

2 町本部会議

(1) 町本部の運営

町本部に本部員会議を置く。

(2) 本部員会議

本部員会議は、町長及び副町長並びに教育長、会計管理者、興部町課設置条例（昭和50年条例第21号）の規定による課長等（以下「本部員」という。）をもって構成し、災害予防及び災害応急対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- ・ 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- ・ 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法適用申請に関すること。
- ・ その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催は、次による。

- ・ 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- ・ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ・ 本部員は、必要により所属職員を伴って会議に出席することができる。
- ・ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務課長にその旨を申し出る。

3 町本部室の設置場所

町本部会議の開催、各班との連絡調整を円滑に行うため、町本部室を役場庁舎特別会議室に設置する。

町本部室を所定の場所に設置できない場合、町本部長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

第3節 配備体制

町は、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに活動体制を整備する。

第1 町本部の非常配備体制

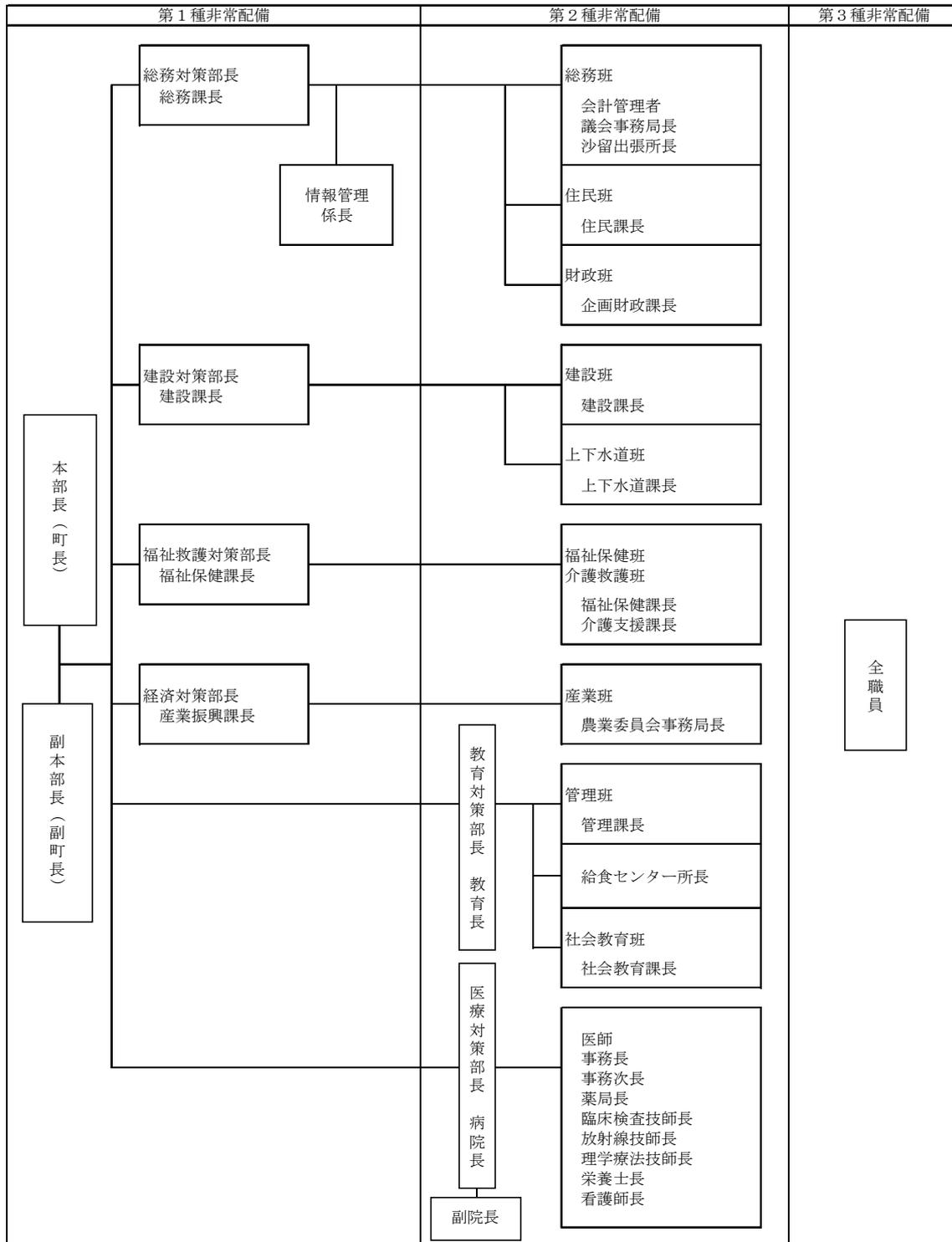
- 1 町長は、町本部が設置されたときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令する。ただし、町本部を設置しない場合の災害であっても、町長が必要と認めるときは、次の基準により非常配備体制をとることができる。

【非常配備基準】

種別	配備時期	配備内容 (※課長補佐職は、課長等の判断による。)
第1種 非常配備 体制	1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡のため、次の職員が当たる。 【総務対策部】総務課長、情報管理係長 【経済対策部】産業振興課長 ・その他町長が指示した職員
	2 その他必要により町本部長（町長）が当該非常配備を指令したとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡のため、次の職員が当たる。 【総務対策部】総務課長、情報管理係長 【建設対策部】建設課長 【福祉救護対策部】福祉保健課長 【経済対策部】産業振興課長 ・その他町長が指示した職員 ・状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2種 非常配備 体制	<p>1 局地的な災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。</p> <p>2 その他必要により町本部長（町長）が当該非常配備を指令したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生とともに、直ちに非常活動ができる体制とする。 ・第1種非常配備に、次の部・職員を追加する。 【総務対策部】議会事務局長、沙留出張所長、住民課長、企画財政課長、会計管理者 【建設対策部】上下水道課長 【福祉救護対策部】介護支援課長 【経済対策部】農業委員会事務局長 【教育対策部】教育長、管理課長、社会教育課長 【医療対策部】病院長、副院長、医師、事務長、薬局長、看護師長 ・その他町長が指示した職員
第3種 非常配備 体制	<p>1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合であって、町本部が設置されたとき。</p> <p>2 予想されない重大な被害が発生した場合であって、町本部が設置されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員により、町本部の各部班の災害応急活動が直ちに遂行できる体制とする。 ※長期間に対応するための交代要員を確保する。

2 各部長は、非常配備の職員の招集に備えて、所属職員の住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。非常配備体制の連絡系統は、次のとおりとする。

【非常配備体制連絡系統図】



第2 非常配備体制下の活動

非常配備体制下の活動は、概ね次のとおりとする。

1 第1種非常配備体制

- (1) 総務対策部長は、網走地方気象台及び関係機関と連絡を取り、気象情報、対策通報等を関係部長に連絡する。
- (2) 各部長は、総務対策部長からの情報に基づき、情報に対応する措置を検討するとともに、随時職員に対し、必要な指示を行う。
- (3) 配備につく職員は、所属する部の所在場所に待機する。

2 第2種非常配備体制

- (1) 各部長は、次の情報収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 各部長は、次の措置を取り、その状況を町本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係のある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

3 第3種非常配備体制

第3種非常配備が指令された場合、各部班は、災害応急対応に全力を傾注するとともに、その活動状況を、随時、町本部長に報告するものとする。

第3 配備体制の特例

町本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部又は班に対して、種別の異なる指令をすることができる。

第4 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、町本部長が指令する。

第5 町本部設置前の措置

総務対策部長は、気象の異常な予警報又は異常な情報等により災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次の措置を講じ、町本部を設置した場合に速やかに対応できる準備を整えておくものとする。

- 1 予警報、情報の収集及び防災関係機関との連絡調整
- 2 関係部との連絡調整
- 3 上司の命を受けた総務対策部の職員、関係各部等の職員及び消防職員・消防団員は、庁内又は所定の場所に待機する。
- 4 関係各部及び消防機関（消防本部、消防支署、消防団）は、出動体制を整備するとともに、厳重な警戒、監視に当たる。

第6 職員の参集及び動員

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部の体制が確立できるよう、職員の動員を図る。

また、町本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときは、この動員体制をとるものとする。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

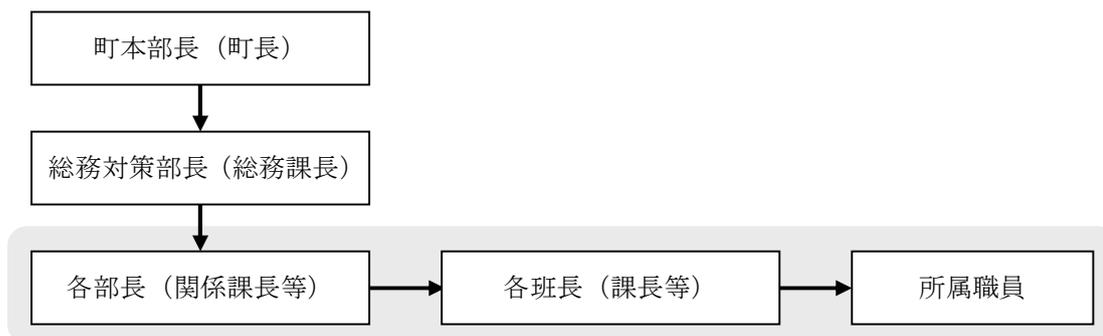
(1) 勤務時間内の伝達系統及び方法

町本部設置基準に基づき、町本部が設置された場合、町本部長の指示により、総務対策部長は、各部長に対し、庁内放送、電話等により第1種非常配備あるいは第2種非常配備、更には緊急事態に備えて、町本部全職員を出動させる第3種非常配備体制を指令する。

各部長は、所属職員に連絡し、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統（勤務時間内）】



(2) 勤務時間外（休日又は退庁後）の伝達系統及び方法

当直員・警備員は、次の事態が該当する場合は、総務対策部長に連絡して指示を仰ぎ、必要な措置を講ずるものとする。

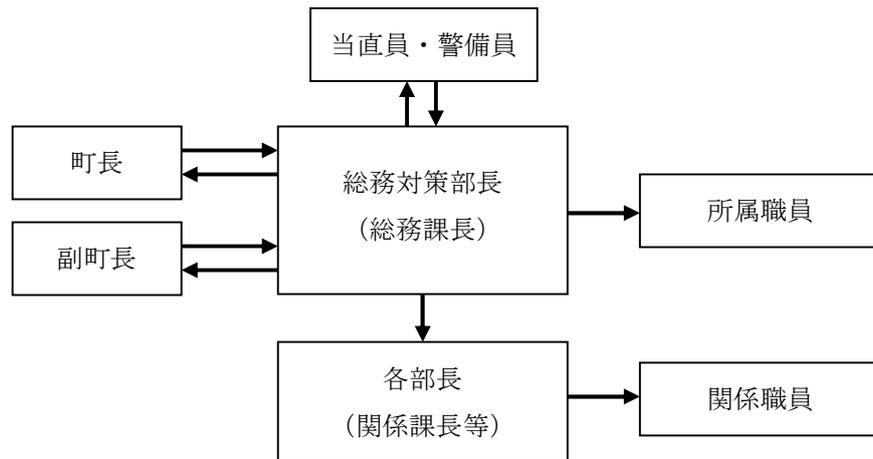
ア 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通知され、又は察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統（勤務時間外）】



(3) 職員の非常登庁（自主参集）

職員は勤務時間外（休日又は退庁後）に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁する。

2 配備体制確立の報告

町本部長の指示に基づき、各部長は所管に係る配備体制を整えたときは、直ちに総務対策部長を通じて、町本部長に報告する。

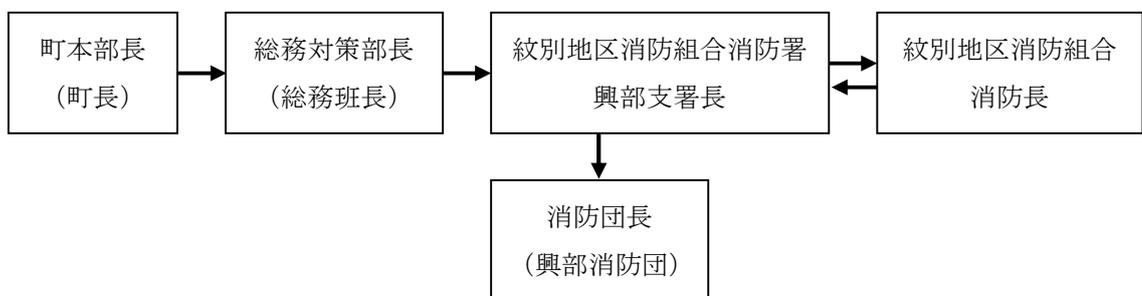
3 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により、班長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、所属班長及び部長に報告し、指示を受け、その現場での指揮監督を行う。

4 消防機関に対する伝達

町本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行う。

【伝達系統（消防機関）】



第4節 住民組織等の活用

災害時において、町本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織に対し、協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- 1 災害現場における応急手当と患者の搬出
- 2 避難所内での手伝い、被災者の世話
- 3 義援金品の募集及び整理
- 4 町本部が行う人員、物資の輸送
- 5 その他救援活動に必要で、町長が協力を求めた事項

第2 住民組織の名称及び連絡系統

住民組織の名称及び連絡系統は、次のとおりである。

名称	所在・連絡先	代表者
興部町自治会連合会	町役場住民課住民環境係 TEL：82-2164	会長
北オホーツク農業協同組合青年部	北オホーツク農業協同組合内 TEL：82-2101	組合長
沙留漁業協同組合青年部	沙留漁業協同組合内 TEL：83-2211	組合長
興部町商工会青年部	興部町商工会内 TEL：82-2217	会長
北オホーツク農業協同組合女性部	北オホーツク農業協同組合内 TEL：82-2101	組合長
沙留漁業協同組合女性部	沙留漁業協同組合内 TEL：83-2211	組合長
興部町商工会女性部	興部町商工会内 TEL：82-2217	会長
各地区森林愛護組合	町役場産業振興課林業振興係 TEL：82-2134	組合長

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 基本方針

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施するとともに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、地域においては、町は、防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 実施機関等

総務課、沙留出張所、住民課、教委管理課、教委社会教育課

第3 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第4 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練への参加の普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、町ホームページの活用
- 3 新聞、広報誌等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第5 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第7 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、基本法第48条の規定に基づき、町長が単独で又は関係機関と緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災についての知識及び技能向上と住民の防災意識の向上を図る。

また、町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 実施機関等

総務課、住民課、建設課、福祉保健課、介護支援課、産業振興課、教委管理課、教委社会教育課、国民健康保険病院
--

第3 訓練の種別

町は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第4 相互応援協定に基づく訓練

町は、北海道及び防災関係機関等の協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

町は、北海道及び防災関係機関等の支援協力のもと、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の

要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

また、町は、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第2 実施機関等

総務課、沙留出張所、企画財政課、建設課、上下水道課、福祉保健課

第3 食料その他の物資の確保

1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第4 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第5 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第1 基本方針

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第2 実施機関等

総務課、福祉保健課

第3 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 消防機関

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、町本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

第4 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 基本方針

町は、災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 実施機関等

総務課、住民課、福祉保健課

第3 地域住民による自主防災組織

風水害等の大災害発生時に、その災害を最小限におさえるためには、防災関係者の活動と相まって、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられるところから、町は、住民に対する防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、既存の町内会等の組織を生かした自主防災組織の普及を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 組織化普及の条件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動を行えるよう地域の実情によって、その規模を設定する必要があると、設定に当たっては、次の要件を考慮する。

- (1) 地域住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- (2) 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- (3) 地域住民の隣保精神に基づいて設置されている町内会、自治会組織等を単位とする組織を対象とする。

2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担を明確化することとあわせて、規模の大小・地域の実情に応じて編成させる。

- (1) 最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。
 - ア 情報連絡班 災害情報の収集伝達
 - イ 防火指導班 出火防止と消火器等による初期消火
 - ウ 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導
- (2) 組織の編成形態としては、自治会ごとに各班を設置し、編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置を取ることができるようにするため、日頃から繰り返し、訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として、次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し、実践するなど、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は、災害時に速やかな応急措置を取ることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して、住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡を取る防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・避難行動要支援者等に対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第6 自主防災組織の育成指導

町は、防災思想の普及とともに、自主防災組織の普及・啓発のため、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。

第6節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

第2 実施機関等

総務課、建設課、福祉保健課、介護支援課、教委管理課

第3 避難誘導體制の構築・整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の避難誘導體制の構築に努めるとともに、整備を行う。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、災害から住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

- (2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
- (3) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、総務課情報管理係（総務対策部総務班情報担当）の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に要配慮者（避難行動要支援者）、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

- (2) 風水害等の場合、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定し、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避

難を開始する。

- (3) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者（避難行動要支援者）の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

3 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害発生の危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

4 避難情報の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次の点に留意し、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) 屋外拡声器を利用して伝達する。
- (6) 町ホームページを利用して伝達する。
- (7) 緊急速報メールを利用して伝達する。

5 要配慮者に対する避難誘導體制及び避難場所等の指定・整備

町は、要配慮者が適切に避難できるよう、「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に示すとおり、平常時から避難誘導體制等の整備に努める。

6 避難路の安全確保

町は、避難場所、避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所、避難所へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し、啓発及び指導を行う。

第4 指定緊急避難場所の指定等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ、当該施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

	がけ崩れ・土石流・地すべり	大規模な火事	洪水	高潮	内水はん濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
管理の基準	<p>居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p>(※ 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。)</p>							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれか該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、そのすべてを満たすこと ≪例≫ 津波はa1、a2、a3を満たす	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに住居者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)。</p>					<p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)</p>	
	立地(B)	<p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)</p>					<p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。</p>	
	<p>安全区域内(人の生命又は身体に危険に及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある。</p>							

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(資料：北海道地域防災計画)

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第5 指定避難所の指定等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて、次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際に、あわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに、公示するものとし、当該通知を受けた北海道知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第6 避難計画の策定等

- 1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者その他の要配慮者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域等、災害発生時に、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯そうし、居住者や避難所への収容状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人情報の取扱いに十分な配慮をさせるも

のとする。

第7 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- 1 避難の場所（避難場所、避難所）
- 2 避難の経路
- 3 移送の方法
- 4 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- 5 保健、衛生及び給食等の実施方法
- 6 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第8 公共用地等の有効活用への配慮

町及び北海道等は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第2 実施機関等

総務課、住民課、福祉保健課、介護支援課、教委管理課、教委社会教育課

第3 町の対策

町は、関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行う。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

1 全体計画・町防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定したうえで、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を、町及び避難支援関係者間で共有する。

4 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

5 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

6 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

7 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第4 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第5 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に、迅速かつ的確な行動が取れるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

町は、予警報の伝達、情報の収集を迅速かつ的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な通信施設の整備に努める。

第2 実施機関等

総務課

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 2 町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
 - (1) 有線通信施設

予警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう関係機関と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。また、災害時優先電話の整備に努める。
 - (2) 無線通信施設等の整備
 - ア 防災行政無線等通信施設

有線放送設備の不通の場合等を考慮して、町本部と孤立した集落との相互の通信を確保するため、防災行政無線、消防団消防無線及び消防組合消防専用無線を利用するとともに、設備の整備、拡充を図る。
 - イ 民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害における運用について日頃から協力体制の強化を図る。
 - (3) 通信施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施する。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認もあわせて行う。

第9節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、町は、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努める。

第2 実施機関等

総務課、建設課、教委管理課、教委社会教育課

第3 市街地建築物の不燃化

町は、必要に応じて、北海道より情報提供を受け、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第4 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第5 文教施設の防災対策

1 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

町は、文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を推進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設・設備等の点検及び整備

町は、既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等に関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6 文化財の防災対策

町は、文化財保護のため、住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

- 1 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災意識の高揚を図る。
- 2 文化財の所有者や管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導・助言を行う。
- 3 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- 5 文化財及び周辺環境を常に整備する。

第10節 消防計画

第1 基本方針

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、紋別地区消防組合の協力を得て、防火思想の普及・啓発を図り、防火対象物等に対する予防措置を講じるとともに、消防団員の教養訓練等に努め消防力の強化、拡充を図る。

第2 実施機関等

総務課

第3 消防力の強化

- 1 消防水利の定期的調査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- 2 消防用機械器具は、火災発生に対応できるように常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、機器の充実を図る。
- 3 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- 4 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

第4 火災予防査察の強化

- 1 定期査察
年間査察計画を樹立し、町内の防火対象物を定期的に査察する。
- 2 特別査察
紋別地区消防組合消防長又は紋別地区消防組合消防署興部支署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に特別査察を実施する。
- 3 警戒査察
火災警報発令中、その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。
- 4 住宅査察
住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

第5 火災予防運動の展開

- 1 火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。
- 2 随時、町の広報、有線放送、報道機関等により防火思想の普及を図る。
- 3 適宜に応じて、講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を実施する。

第6 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大規模建築物に対しては、建物内部進入通路、人命救助の方法、注水口、鎮圧、残火処理等について、あらかじめ万全の対策を講じるよう指導する。

第11節 水害予防計画

第1 基本方針

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等を講じる。

第2 実施機関等

総務課、建設課

第3 予防対策

1 町は、気象等特別警報・警報・注意報及び情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得ながら、次のような方法により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

- (1) 屋外拡声器
- (2) 北海道防災情報システム
- (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (4) テレビ
- (5) ラジオ
- (6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- (7) ワンセグ
- (8) インターネット等

2 町は、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

第4 河川防災対策

町は、洪水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

1 河川情報の提供

北海道管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

水防警報河川及び水位情報周知河川である興部川においては、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、水防団の準備・出動が促される。避難の目安となる特別警戒水位に達した場合は、特別警戒水位情報が出される。

町は、これらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

2 警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、

洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地並びに洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するうえで必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

3 避難体制の整備

町は、避難準備情報、避難勧告等の伝達について、町及び紋別地区消防組合消防署興部支署、消防団の広報車、音声告知端末及び屋外拡声器、電話、町ホームページ等多様な情報伝達手段を活用し、北海道に対しては、報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

(1) 避難準備情報

町は、次のいずれかに該当する場合、必要な地域に対し、避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する要配慮者へ避難行動の開始を求める。

- ア 興部水位観測所の水位が「避難判断水位 (5.74m)」に到達し、上流部の雨量等の確認から、更に水位の上昇が予想される場合
- イ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、降水短時間予報で上流部に引き続き降雨が予想される場合
- ウ 降雨を伴う台風が夜明けから明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

(2) 避難勧告

町は、次のいずれかに該当する場合、必要な地域に対し、避難勧告を発表する。

- ア 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- イ 避難準備情報の発令後、引き続き降雨が継続する見込みの場合において、避難経路の安全な通行が困難となる場合
- ウ 地域の消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合
- エ 堤防から異常な漏水等が発見された場合
- オ 興部水位観測所の水位が「はん濫危険水位 (6.72m)」に達した場合
- カ 宇津市街南部の三興橋付近の水位標で「はん濫危険水位 (38.85m)」に達した場合

(3) 避難指示

町は、次のいずれかに該当する場合、避難指示に切り替える。

- ア 興部水位観測所の水位が「はん濫危険水位 (6.72m)」に到達し、更に水位

の上昇が予想される場合

- イ 町域に係る大雨特別警報が発表された場合
- ウ 地域の消防団等から避難の必要性について切迫した通報があった場合
- エ 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合
- オ 堤防の決壊や越水が発生した場合

4 道路・家屋等の浸水対策

町は、災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、道道及び家屋の浸水対策に取り組む。

第5 異常降雨水害予防対策

町は、水害の予防対策として、治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備等によって、その効果を期すべきものとするが、異常降雨等に際しては、当面の水災予防として、次の措置を講ずる。

1 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については、水防警報が発せられたとき、危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置する。

2 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防措置を講ずるものとする。

3 水防資機材の点検配備

水防を行うおそれのある場合は、あらかじめ、水防資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行う。

4 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、はん濫又は堤防の決壊によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対しては、避難準備情報を発表するなど、避難準備配置を講ずるものとする。

5 警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地並びに洪水予報等の伝達方法を定める。

また、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するうえで必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第12節 風害予防計画

第1 基本方針

町は、学校や保育所等、医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて、町は、施設管理者に対して、看板等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底を図る。

第2 実施機関等

総務課、福祉保健課、産業振興課、教委管理課、教委社会教育課、国民健康保険病院
--

第3 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 主な落下防止対策等は、次のとおりである。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 町は、台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第4 竜巻予防の普及・啓発

町は、住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。竜巻から身を守る主な方法は、次のとおりである。

- 1 屋内にいる場合
 - (1) 窓を開けない。
 - (2) 窓から離れる。
 - (3) カーテンを引く。
 - (4) 雨戸、シャッターを閉める。
 - (5) 地下室や建物の最下階に移動する。
 - (6) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - (7) 部屋の隅、ドア、外壁から離れる。

(8) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

2 屋外にいる場合

(1) 車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。

(2) 橋や陸橋の下に行かない。

(3) 近くの頑丈な建物に避難する。

(4) 頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(5) 飛来物に注意する。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより、住民の生活安定を図る。

第2 実施機関等

総務課、建設課

第3 実施分担

- 1 一般国道で北海道開発局所管に係る道路は、網走開発建設部が行う。
- 2 一般道道で北海道所管に係る道路は、オホーツク総合振興局が行う。
- 3 町道については、興部町が行う。
- 4 交通規制
 - (1) 所管警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により、通行禁止、制限及び駐車禁止等の交通規制を行うなどの措置を講ずるものとする。
 - (2) 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により、通行禁止及び制限等の交通規制を行うなど所要の対策を講ずるものとする。

第4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- 2 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決定するものとし、投下に際しては、はん濫等の災害の防止に努めなければならない。

第5 警戒体制

関係機関は、気象台の発表する予警報及び情報並びに現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは、町本部を設置する。
 - (1) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。
- 2 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、町本部職員をもって、事態に対処する。
- 3 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出する

が、不可能なときは乗員を救出して避難収容する。

第6 各バス交通機関の措置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を道路管理者及び警察等関係機関に通報するものとする。

第14節 融雪災害予防計画

第1 基本方針

町は、水防計画に定めるほか、融雪による河川の出水等の災害の予防対策について必要な措置を図る。

第2 実施機関等

総務課、建設課、上下水道課

第3 気象情報の把握

町は、融雪期においては、気象台の気象警報等により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第4 重要水防区域内等の警戒

町は、重要水防区域内及び雪崩、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他の水害危険区域を中心に、巡視警戒を行う。
- 2 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておく。
- 3 町は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合又は流水による橋梁の流失を防止するため、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- 4 町は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施する。
- 5 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活動を図るものとする。

第5 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第 15 節 高波、高潮災害予防計画

第 1 基本方針

町は、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を図る。

第 2 実施機関等

総務課、産業振興課

第 3 予防対策

- 1 町は、高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得ながら、次のような方法により、伝達手段の多重化、多様化を図る。
 - (1) 屋外拡声器
 - (2) 北海道防災情報システム
 - (3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - (4) テレビ
 - (5) ラジオ
 - (6) 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)
 - (7) ワンセグ
 - (8) インターネット等
- 2 町は、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

第 16 節 土砂災害の予防計画

第 1 基本方針

町は、大雨等による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的、物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、土砂災害防止のための事業を実施する関係機関と連絡を密にして対策を推進する。

また、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上等、土砂災害を防止するために必要な措置を行う。

第 2 実施機関等

総務課、建設課、産業振興課

第 3 土砂災害警戒避難体制の整備

1 警戒避難対策

(1) 広報活動による啓発宣伝

町は、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

ア 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

イ 広報車による巡回広報、広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。

ウ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

(2) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険溪流（以下「土砂災害危険箇所」という。）及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配布や危険箇所標識の設置等により地域住民に周知するよう努める。

(3) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、大雨による出水時期や台風期には、町及び消防団において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

2 土砂災害警戒区域等の指定と避難体制の整備

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）」という。）に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

区域の指定があったときは、町防災会議は、土砂災害防止法第 7 条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定める。

ア 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達

ウ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達

また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予警報の伝達方法を定める。

さらに、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を掲載したハザードマップ等印刷物の配布、その他の必要な措置を講じる。

3 警戒避難体制に関する事項

大雨により、土砂災害の切迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、町、紋別地区消防組合消防署興部支署、消防団が危険箇所の警戒巡視を行い、危険があると認められるときは、町長が住民等に対して、避難勧告又は避難指示を行う。

また、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、網走建設管理部と網走地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考にし、基本法第 56 条に規定する警報の伝達及び警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

避難勧告等は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(1) 避難準備情報

ア 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。

イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。

ウ 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

(2) 避難勧告

ア 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害警戒情報が発表されたとき。

イ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

ウ 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。

(3) 避難指示

ア 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

イ 土砂災害が発生したとき。

第4 土砂災害防止施設の整備促進

1 砂防対策

土石流危険渓流について重点的に把握し、砂防指定地に編入するとともに山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、渓流の縦横浸食による土砂流出抑制のための渓流保全工事等の対策工事の推進について、北海道と連絡を密にし、危険渓流の解消に努め、災害の未然防止を図る。さらに、土石流危険渓流標示板を設置することにより、危険渓流の周知徹底を図るとともに、日頃から、土石流災害への防災意識向上に努める。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する監視の強化を北海道と協力し、推進することとする。

2 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により、北海道知事が指定することとなっている。

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

3 地すべり防止対策

地すべり防止区域は地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定することとなっている。

町は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

4 がけ崩れ及び土砂流出防止対策

宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれ大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として北海道知事が指定できるようになっているが、これら指定区域外においても、大雨による出水時期・台風期等には、町及び消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を連絡させるとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

5 山腹崩壊防止対策

町は、北海道森林管理局及び北海道から山腹崩壊危険地区に関する資料の提供を受けるなど、山腹崩壊危険地区の把握に努めるとともに、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努め、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

北海道森林管理局及び北海道は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

第17節 積雪・寒冷対策計画

第1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、北海道及び防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第2 実施機関等

総務課、建設課、福祉保健課、介護支援課、教委社会教育課

第3 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第4 道路交通の確保

1 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 町は、一般国道及び道道と整合の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生

することが予想されるため、町は、関係機関と連携し、孤立が予想される集落へのヘリコプターによる物資の輸送を検討する。

第5 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、北海道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所等、避難路の確保

町は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

第6 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、北海道と相互に連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空や家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策を検討する。

第7 スキー客等に対する対策

スキー場の施設管理者は、雪崩等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努める。

第 18 節 複合災害に関する計画

第 1 基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第 2 実施機関等

総務課

第 3 対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材等の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第 4 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達すべき予警報等の情報を、速やかに住民、関係機関に伝達する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、広報担当、情報担当、企画担当、管理担当、上下水道担当、福祉担当、救護担当、農林担当、水産担当、商工担当、教委総務担当（管理班）、教委社会教育担当

第3 気象情報等

1 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

2 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

3 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

興部町の発表基準は、1時間雨量90mmを観測又は解析した場合。

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

5 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法、水防法及び消防法の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報

の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	発表想定
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報 (【 】内は興部町における発表基準)

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 【(浸水害) 1時間雨量 50 mm以上】 【(土砂災害) 土壌雨量指数基準 120】
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 【興部川流域の流域雨量指数 18 以上】 【藻興部川流域の流域雨量指数 17 以上】 【瑠椴川流域の流域雨量指数 13 以上】 【沙留川流域の流域雨量指数 11 以上】
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合】 【平均風速が海上で 25m/s 以上になると予想される場合】

暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>【平均風速が陸上で 18m/s 以上で雪による視程障害を伴うと予想される場合】</p> <p>【平均風速が海上で 25m/s 以上で雪による視程障害を伴うと予想される場合】</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【12時間の降雪の深さが 50 cm以上になると予想される場合】</p>
波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【有義波高が 6.0m 以上になると予想される場合】</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上、1.3m 以上になると予想される場合】</p>
地面現象警報	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。</p>
浸水警報	<p>浸水により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。</p>

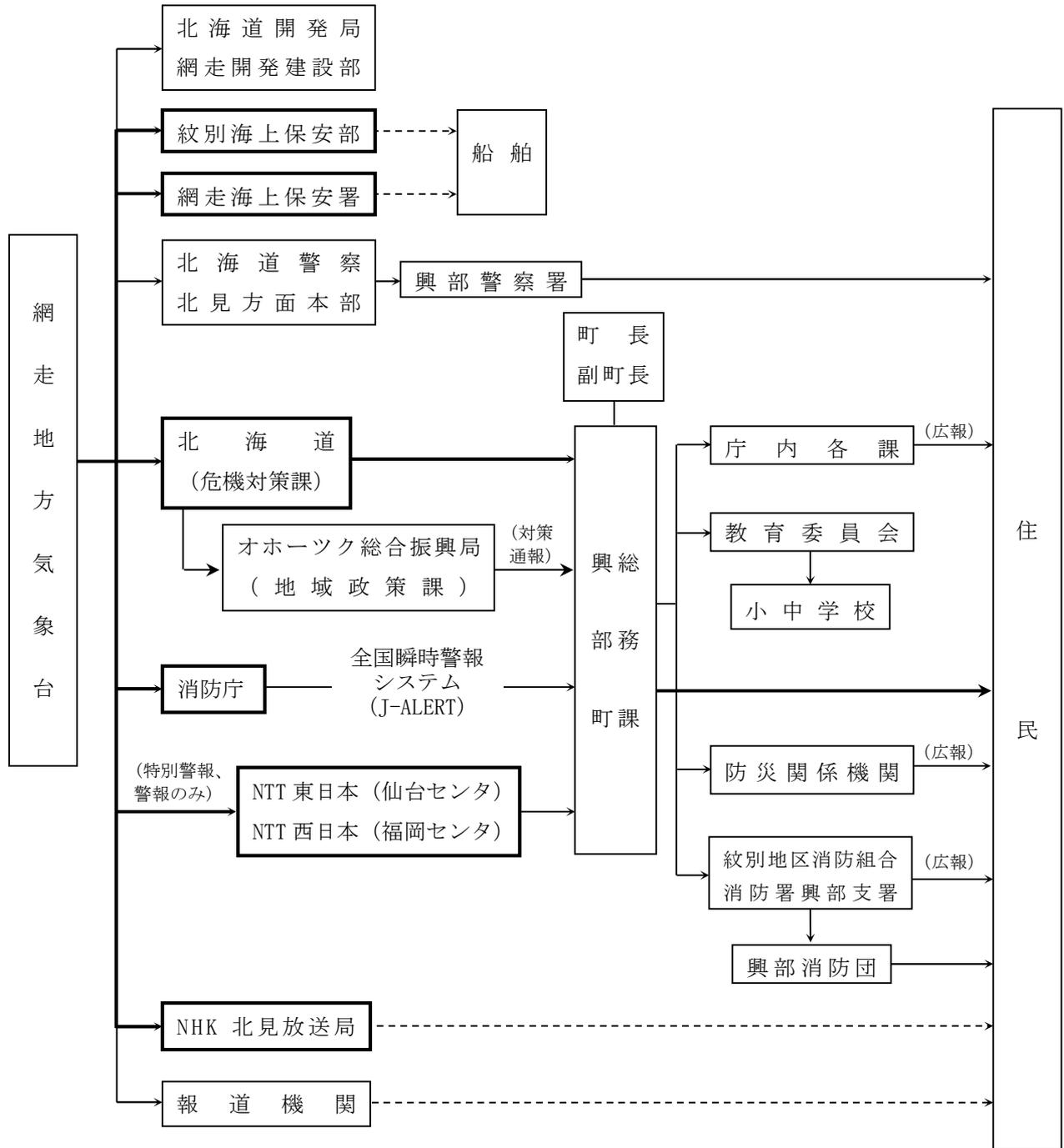
(イ) 気象注意報 (【 】内は興部町における発表基準)

大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【1時間雨量 30 mm以上】</p> <p>【土壌雨量指数基準 85】</p>
洪水注意報	<p>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【興部川流域の流域雨量指数 11 以上】</p> <p>【藻興部川流域の流域雨量指数 14 以上】</p> <p>【瑠椴川流域の流域雨量指数 10 以上】</p> <p>【沙留川流域の流域雨量指数 9 以上】</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合】</p> <p>【平均風速が海上で 15m/s 以上になると予想される場合】</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>【平均風速が陸上で 10m/s 以上で雪による視程障害を伴うと予想される場合】</p> <p>【平均風速が海上で 15m/s 以上で雪による視程障害を伴うと予想される場合】</p>

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【12時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合】
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【有義波高が3.0m以上になると予想される場合】
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【潮位が東京湾平均海面（T.P）上、0.9m以上になると予想される場合】
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 【落雷等により被害が予想される場合】
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。 【24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が70mm以上になると予想される場合】
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【視程が200m以下になると予想される場合】
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 【最小湿度が30%以下で、実効湿度60%以下になると予想される場合】
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【24時間降雪の深さが30cm以上になると予想される場合】 【積雪の深さが50cm以上あり、日平均気温が5℃以上になると予想される場合】
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。 【5月～10月の平均気温が平年より4℃以上低い日が2日以上継続すると予想される場合】 【11月～4月の最低気温が平年より8℃以上低くなると予想される場合】

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【最低気温が 3℃以下になると予想される場合】
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【水温が 4℃以下、気温-5℃以下で風速 8m/s 以上になると予想される場合】
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【気温が 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続すると予想される場合】
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水により災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

【特別警報・警報・注意報及び情報等情報伝達系統図】



(-----> は放送・無線)

※ 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知が義務付けられている経路

※ 太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

第4 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、北海道及び防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

特に、町から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に町職員を派遣するなど、被災情報等の把握に努める。

1 町の災害情報等の収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告する。
- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 町本部の設置

- ア 町本部を設置したときは、町本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて町本部に連絡要員を派遣する。

(2) 北海道への通報

- 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局を通じて北海道（危機対策局）に通報する。
- ア 災害の状況及び応急対策の概要（発災後速やかに）
 - イ 町本部等の設置（町本部等を設置したとき直ちに）
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し（被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時）
 - エ 被害の確定報告（被害状況が確定したとき）

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道（オホーツク総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道（オホーツク総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を

オホーツク総合振興局長に報告する。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により北海道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

【被害状況等の報告先（北海道）】

区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	オホーツク総合振興局 地域政策部地域政策課
回線		
NTT回線	TEL 011-204-5008 FAX 011-231-4314 FAX 011-251-6242	TEL 0152-41-0625 FAX 0152-44-7261
北海道総合行政情報 ネットワーク (北海道防災無線)	8-6-210-22-561	8-6-650-2191

【被害状況等の報告先（消防庁「通常時」）】

時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	TEL 03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク(※)	TEL 8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	FAX 8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

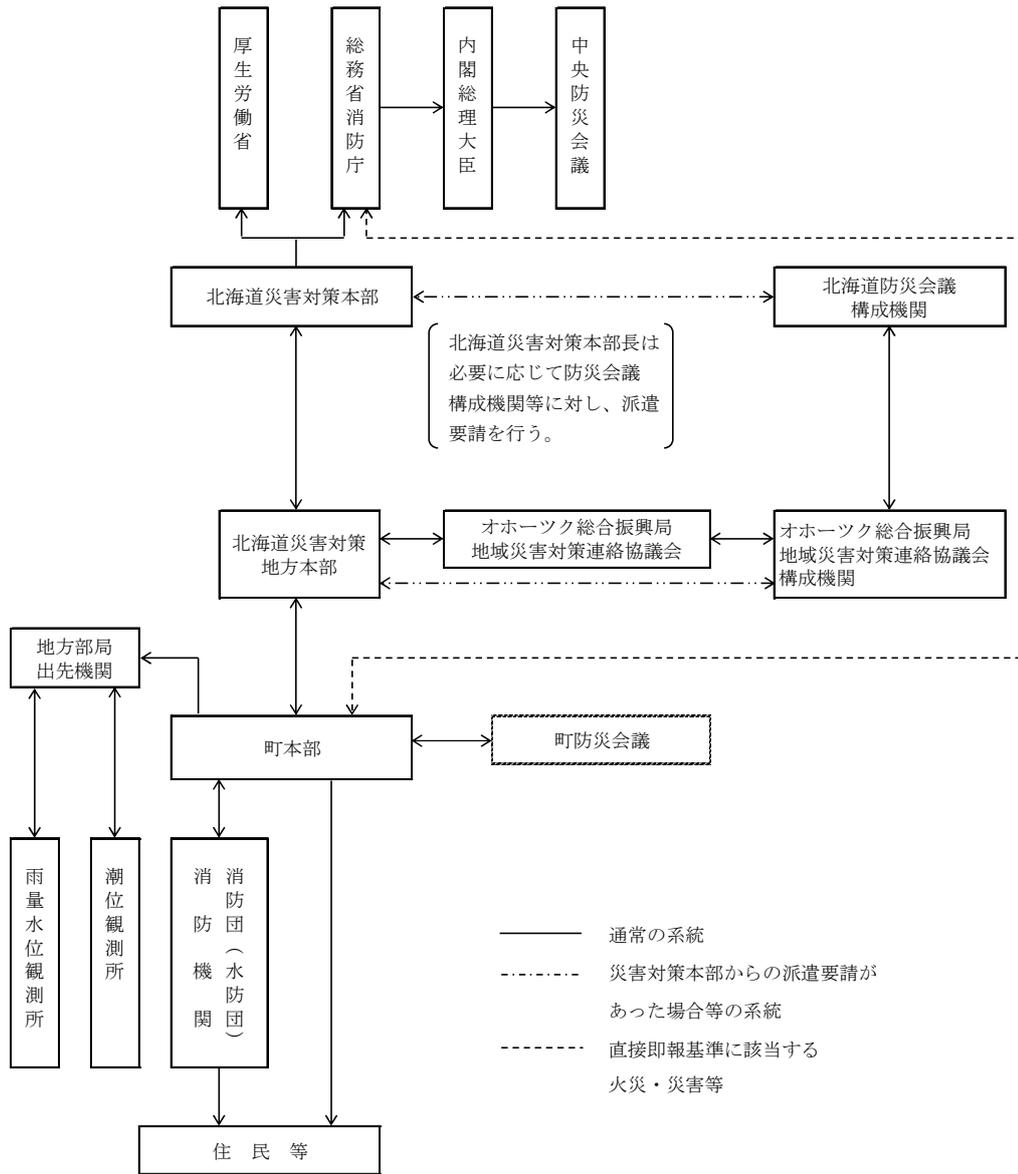
※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【被害状況等の報告先（消防庁「消防庁災害対策本部設置時」）】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	TEL 03-5253-7510
	FAX 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク(※)	TEL 8-048-500-90-49175
	FAX 8-048-500-90-49036

※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【災害情報等連絡系統図】



第2節 災害通信計画

第1 基本方針

災害情報及び被害状況の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、速やかにこれらの情報の収集・伝達に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

第2 実施機関等

全担当

第3 通信手段の確保等

町は、災害発生直後に、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第4 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

「第3 通信手段の確保等」における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115 番（局番無し）をダイヤルし、NTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

（ア） 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ） あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ） 届け先、通信文等を申し出る。

（4） 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間

電報の内容	機関等
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（アの表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（アの表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

3 専用通信施設の利用

災害時緊急に利用できる公衆通信設備以外の通信施設は、概ね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
- (2) オホーツク総合振興局西部森林室関係無線による通信
- (3) 警察電話による通信
- (4) 警察無線電話及び同無線通信による通信
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信
- (6) 紋別地区消防組合（消防署興部支署・興部消防団）関係無線による通信
- (7) 興部町防災行政無線による通信

4 通信途絶時の連絡方法

上記通信系統等をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機応変な措置を講ずる。

第3節 災害広報・情報提供計画

第1 基本方針

災害の特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、北海道及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として町本部長等が承認した内容を広報責任者が実施する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、職員担当、広報担当、情報担当

第3 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP 告知システム、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期す。
- (2) 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1) の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めることなどにより、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 住民に対する広報内容等

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告・避難準備情報、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、

交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第4 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（上記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受け

るおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予測されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置を取ることにより、生命、身体の安全の確保に努める。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、住民担当、福祉担当、保健担当、救護担当、教委社会教育担当
--

第3 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等の避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、要配慮者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

- (2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて北海道知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第29条）

- (1) 水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況をオホーツク

ク総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 北海道知事又はその命を受けた北海道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

- (1) 北海道知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、北海道知事（オホーツク総合振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 北海道知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- (3) オホーツク総合振興局長は、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、1 の (2) により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。

この場合において、当該措置を取ったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

第4 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、北海道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（興部警察署）、第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

第5 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両等複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を取ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

第6 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船舶等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める。
- (3) 北海道は、上記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) また、北海道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第7 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確

に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第8 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第9 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第10 避難所の開設

- 1 町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、町防災計画等の定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 町は、更に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- 3 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11 避難所の運営管理等

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。
- 2 町は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国

等への報告を行う。

- 3 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 4 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 5 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 6 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 7 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、北海道知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ、オホーツク総合振興局長を通じて北海道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (3) 町長又は北海道知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて、北海道知事に助言を求めるものと

する。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、北海道知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、北海道知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、北海道知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）に、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、北海道知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、北海道知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 北海道知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、北海道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を北海道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知、公示するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

(8) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要請がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び北海道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は北海道知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は北海道知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は北海道知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

第1 基本方針

町長及びその所轄のもとに行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）

第3 従事命令等の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、町長は職員に公用令書等を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

第4 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

(1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の

職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第1 基本方針

災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のための応急対策の実施が、町本部だけでは不可能、若しくは困難である場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、町長は、災害対策基本法第68条の2の規定により、北海道知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）

第3 災害派遣要請

1 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（北海道知事（オホーツク総合振興局長）、海上保安庁長官、第一管区海上保安本部長等）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は上記により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知する。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、(1)の手続を行う。

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 調整

北海道知事（オホーツク総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

4 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 上下水道料
 - オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 自衛隊との連携強化

- 1 連絡体制の確立
町長は、北海道知事（オホーツク総合振興局長）と相互に連携し、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。
- 2 連絡調整
町長は、北海道知事（オホーツク総合振興局長）を相互に連携し、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第7節 広域応援・受援計画

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）

第3 町に対する応援（受援）

- 1 町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。
- 2 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び北海道知事（オホーツク総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 3 北海道知事（オホーツク総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- 4 北海道知事（オホーツク総合振興局長）は、町長から応援の求め又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。この場合において、北海道は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 5 町長及び北海道知事（オホーツク総合振興局長）は、被災市町村と連絡が取れない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行う。

第2 消防機関（紋別地区消防組合消防署興部支署）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防

援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れは、北海道が定める「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）

第3 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査等の情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4 町の対応等

- 1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に要請する。

 - (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
 - (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
 - (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合
- 2 要請方法

北海道知事に対する要請は、電話により、次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

 - (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 災害現場の気象状況

- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第9節 救助救出計画

第1 基本方針

町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、情報担当、住民担当、建設担当、福祉担当、水産担当

第3 実施内容

- 1 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、紋別地区消防組合消防署興部支署、興部警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

- 2 町長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、北海道知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第4 救助救出活動

- 1 被災地域における救助救出活動

町及び紋別地区消防組合消防署興部支署、興部警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

- 2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

第10節 医療救護計画

第1 基本方針

災害発生時には、住民の生命を守ることを最優先の目的として、町は、関係機関との緊密な連携をとりつつ、その全機能をあげて、迅速、的確な人命救助活動、医療活動等の応急対策に取り組む。

第2 実施機関等

福祉担当、保健担当、救護担当、医療担当

第3 実施責任者

町長は、災害のため住民の医療が困難となった場合において被災地の住民に対し、応急的な医療及び助産を保健所、日赤、医師会等の応援を受けて行う。

なお、災害救助法が適用された場合、町は、北海道知事の補助執行機関としてこれを行う。

第4 救護班及び医療班の編成

1 救護班の編成基準

医師1～2名、薬剤師1名、看護師2～3名、事務職員1名、診療車を有するときは運転手1名をもって編成する。班長は医師のうち1名をもって定める。

2 医療班の編成基準

医師1名、補助者（看護師を含む。）若干名をもって編成する。

第5 実施の方法

1 救護班及び医療班の派遣による方法

町長は、災害現地において医療の必要があるときは、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

2 医療機関による方法

医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なとき、町長は、災害地の医療機関又は町長が収容委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

3 応援の要請

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、他市町村に応援を要請するほか、北海道知事にその旨を連絡し、応援の要請を行う。

4 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助等の実施方法について、北海道知事に協議のうえ、行うものとする。

第6 災害救助法による実施基準

1 救助の対象者

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷者又は疾病の状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

2 救助の範囲

(1) 医療の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術及び看護等とする。

(2) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給等とする。

3 救助の期間

(1) 医療救助の実施期間

災害発生の日から14日以内

(2) 助産救助の実施期間

分べんした日から7日以内

(3) 特別の事情があるときは、北海道知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

4 費用の基準

(1) 医療の費用

ア 町の救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費、事務費、救護班員の旅費及び超過勤務手当

イ 医療機関による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

5 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品が不足している場合は、紋別保健所に報告し、その確保、調達を図るものとする。

6 報告及び事務手続

町は、災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、報告あるいは記録を作成保管するものとする。

第7 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

1 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準による。

2 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になったときの災害補償は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき定めた条例の非常勤職員の公務災害補償に係る規定の例による。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 11 節 防疫計画

第 1 基本方針

町は、災害発生時には、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するのに十分な防疫活動を実施する。

第 2 実施機関等

住民担当、衛生担当、上下水道担当、保健担当、救護担当、調理場担当

第 3 町の対策

- 1 町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の確立を図る。
- 2 町は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を北海道知事の指示に従い実施する。
- 3 町は、オホーツク総合振興局の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第 4 防疫班の編成

- 1 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- 2 防疫班は、概ね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成する。

第 5 感染症の予防

- 1 予防接種
町長は、北海道知事から感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。
- 2 清潔方法
家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとするが、北海道知事が必要と認め、指示があったときは、町長は、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。
 - (1) ごみ
収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。
 - (2) し尿
し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。
- 3 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく北海道知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく北海道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機により、ろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルを目安とする。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第 6 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

オホーツク総合振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第12節 災害警備計画

第1 基本方針

町は、警察が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力し、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持、安全確保を図る。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）

第3 災害の警報及び予報の伝達に関する事項

警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。

第4 事前措置に関する事項

1 町が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により興部警察署長を経て方面本部長に対して行う。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他派遣についての必要事項

2 町長の要求により行う事前措置

興部警察署長は、町長からの要求により基本法第59条に基づき設備や物件の除去等の事前措置を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行う。

第5 避難に関する事項

1 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を行う場合は、避難先を示すものとする。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により、臨機応変に適宜の措置を講ずる。

この場合においては、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

2 住民の避難に当たっては、町、紋別地区消防組合消防署興部支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

第6 応急措置に関する事項

1 警戒区域設定権等

興部警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行う。

2 応急公用負担等

興部警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

第7 救助に関する事項

興部警察署長は、町長と協力し、被災者の救助並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害応急対策活動に協力する。

第8 災害時における災害情報の収集に関する事項

興部警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

第9 災害時における広報

興部警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行う。

第10 災害時における通信計画に関する事項

興部警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打ち合わせを行う。

第13節 交通応急対策計画

第1 基本方針

町は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、路上障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、管理担当、建設担当

第3 交通応急対策の実施

- 1 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- 2 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を取ることを命ずることができる。
- 3 消防職員は、2による措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、自らその措置を取るができる。

この場合において、当該措置を取るためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

第4 道路の交通規制

- 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び興部警察署は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

- 2 交通規制の実施

道路管理者及び興部警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置

して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び興部警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第5 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

なお、車両の移動等を行う際に、やむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分し、緊急通行車両の通行を確保する。

第6 緊急輸送道路ネットワークの整備

1 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

(1) 計画内容

ア 対象地域

北海道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて、河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

北海道では、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次緊急輸送道路（町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路（第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路）を指定している。

3 町における緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（町役場、

自衛隊指定のヘリポート、避難所等) を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、興部警察署と連携のもと、「第5章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

現在、町内において指定されている緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	路線名
第1次緊急輸送道路	・国道238号 ・町道東1号通
第2次緊急輸送道路	・国道239号 ・道道492号沙留停車場線 ・町道沙留港道路 ・町道沙留錦町2号道路 ・町道興部駅前道路 ・町道東中央道路

第14節 輸送計画

第1 基本方針

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。また、被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資、資材の輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。

なお、各実施機関において輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期待されないときは、他の関係機関の応援を得て実施する。

第2 実施機関等

総務担当（総務班）、管理担当、建設担当

第3 輸送力の確保

輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち、最も適切な方法によるものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 列車による輸送
- 3 船舶による輸送
- 4 航空機による輸送
- 5 自衛隊派遣による輸送力の確保
- 6 人夫等において輸送

第4 町の措置

- 1 町有車両、船舶等を掌握し、輸送力の調整確保措置を行う。
- 2 必要に応じ、関係団体、輸送業者の順番により、災害時の緊急輸送を要請する。
- 3 町の区域において輸送力が確保できないときは、町長は北海道知事に応援を要請する。

第5 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上費用は、国土交通省の認可を受けている場合はその運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車等の借上げについては謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

第6 災害救助法による輸送の基準

- 1 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

- (1) 被災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 被災者救出のための輸送
- (4) 飲料水及び救助用物資の輸送
- (5) 死体捜索及び死体処理のための輸送

2 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

第7 災害時における緊急輸送拠点施設の整備

町は、次に掲げる施設の整備を計画的に進め、災害時における緊急輸送拠点施設としての利用を図る。

- 1 興部漁港
- 2 沙留漁港

第15節 食料供給計画

第1 基本方針

災害時に食料を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、町において処理不可能な場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し、広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

第2 実施機関等

救護担当、調理場担当

第3 実施方法

1 実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施する。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、学校の給食施設等の既存の施設を利用して行う。なお、炊き出し場所には、町職員等責任者が立会いし、その実施に関して指導するとともに必要事項を記録する。

3 物資の確保

- (1) 町は、炊き出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。
- (2) 町が米穀を米穀販売事業者から買い受ける場合は、事前に米穀販売事業者と協議し、管内又は直近の米穀販売事業者から購入する。
- (3) 町長が農林水産省から直接政府所有米の引渡しを受ける場合（災害の規模が大きくかつ広範囲にわたり、交通通信が途絶し、前項の方法による食料の確保が困難な場合）、町長は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」に基づき確保する。

4 応援の要請

町において炊き出し等食品の給与ができないときは、北海道知事に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等の要請をする。

応援等の要請において明示する事項

(1) 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他

- (2) 物資の確保
所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵芥汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

第4 救助法の実施基準

1 対象者

- (1) 炊き出しその他による食品の給与
 - ア 避難所等に収容された者
 - イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
 - ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者なお、食品の供与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

2 実施期間

- (1) 炊き出し
災害発生の日から7日以内、ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、北海道知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

3 費用の基準

主食、副食及び燃料等の経費 1人1日（3食で計算）1,010円以内

4 費用の範囲

- (1) 主食費
 - ア 米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した場合の主食（小売価格）
 - イ 北海道知事が食糧事務所から一括売却（米穀類特別購入切符）を受け配分した場合の主食（売却価格）
 - ウ 配給食料のほか、一般食料品店等から炊き出し等のため購入した米穀以外の主要食料、かんしょ等（購入価格）
- (2) 副食費
調味料を含み、その内容、品目、数量等についての制限はない。
- (3) 燃料費
品目、数量について制限はない。
- (4) 雑費
器物（釜、鍋、やかん、しゃく、バケツ）等の借上げ料、使用謝金のほか、握り飯を包む、アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使い捨て食器の購入費で

ある。ただし、備品類の購入は認められない。なお、公共団体から借用した器物等の使用謝金については、原則として無償である。

第16節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の確保が困難な地域に対し供給拠点を定め、備蓄飲料水の供給や給水車等による応急給水を行う。この場合において、応援等が必要な場合は、北海道等に応援を要請する。

なお、自己努力により飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第2 実施機関等

上下水道担当

第3 町の措置

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していく。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

3 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

第4 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認められたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道、自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

また、北海道知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災した町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災した町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

第1 基本方針

衣料品等生活必需物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。町において処理不可能な場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

第2 実施機関等

住民担当、救護担当

第3 町の措置

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達及び配分

町長は、世帯構成員別被害状況を把握したうえで物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を要請することができる。
- (3) 生活必需品を取扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法を定める。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、自治会長、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第4 実施の方法

- 1 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被

害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

- 2 北海道知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行い、災害の態様、交通の状況により種々であるが主要経済都市を中心として、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方法を講ずる。

第5 物資供給の要領

1 供給の対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第6 生活必需物資の確保

1 調達方法

- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から調達する。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

第 18 節 石油類燃料供給計画

第 1 基本方針

町は、災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む。）を供給するため、その応急対策に努める。

第 2 実施機関等

管財担当

第 3 町の措置

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第 19 節 電力施設災害応急計画

第 1 基本方針

町は、災害時の電力を供給するため、その応急対策に努める。

第 2 実施機関等

管財担当、住民担当

第 3 町の措置

町は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込み等の状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、北海道知事（オホーツク総合振興局長）へ派遣要請を依頼する。

第 4 広域停電対策

- 1 町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は、必要に応じて、町本部等の設置を行う。
- 2 町本部等を設置したときは、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- 3 町は、庁舎の電源確保に努める。
- 4 町は、通信機能の確保に努めるほか、各部班（各課等）は、保有する情報システムのデータ保全に努める。
- 5 町は、信号機の停止等に対処するため、興部警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

第 5 災害広報対策

町は、広報車及び町ホームページ等により、北海道電力株式会社より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について、住民に広報を行う。

第 20 節 ガス施設災害応急計画

第 1 基本方針

町は、災害時のガス供給のため、その応急対策に努める。

第 2 実施機関等

管財担当

第 3 町の措置

ガス事業者は、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 台風の接近、大雨、洪水予報、その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡を取る。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間ごとに関係各課と確認しておく。

(2) 火災、中毒事故防止対策

町は、広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対し、次の事項の啓発宣伝を行い、事故防止に努める。

ア ガス漏えい等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ 災害の発生が予想されるときは、前もってメーターコックの閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、興部警察署、紋別地区消防組合消防署興部支署と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第 21 節 上下水道施設対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第 2 実施機関等

上下水道担当

第 3 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 4 下水道及び集落排水

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急排水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置を取る場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

第1 基本方針

町は、災害時の公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第2 実施機関等

管財担当、管理担当、建設担当、建築担当

第3 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象

豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

波浪

津波

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

雪崩

落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防堰堤及び漁港の埋塞

堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害

海岸線の侵食

砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

岸壁・物揚場の決壊

第4 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定める。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、北海道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図り、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

第1 基本方針

町において町本部が設置されることとなる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第2 実施機関等

建築担当、建設担当

第3 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第4 危険度判定の支援

北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第5 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第6 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成

- 3 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第7 事前準備

町及び北海道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の取組みに努める。

- 1 町と北海道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 北海道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 北海道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第 24 節 住宅対策計画

第 1 基本方針

町は、災害に伴う住宅の損壊、喪失に対し、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等の応急対策を実施する。

なお、建設に当たっては、速やかに北海道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第 2 実施機関等

建築担当

第 3 町の措置

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施することができる。

第 4 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。

- (4) 応急仮設住宅の建設用地
町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。
- (5) 建設戸数（借上げを含む。）
町長は、北海道に要請し、設置戸数を決定する。
- (6) 規模、構造、存続期間及び費用
ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7m²を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。
ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。
イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。
ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。
ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。
- (7) 維持管理
北海道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。
- (8) 運営管理
応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
- 4 平常時の規制の適用除外措置
町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。
- 5 住宅の応急修理
- (1) 応急修理を受ける者
ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。
- (2) 応急修理実施の方法
応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。
- (3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要性を認めたときは、北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

第 5 資材等の斡旋、調達

1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼す

る。

- 2 北海道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第 25 節 障害物除去計画

第 1 基本方針

災害によって土石、樹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、町は、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。

第 2 実施機関等

建設担当

第 3 町の措置

- 1 障害物の除去は、町長が行い、救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の委任により行う。
- 2 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

第 4 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、概ね次に掲げる場合に行う。

- 1 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- 2 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- 3 河川における障害物の除去は、河川の流水をよくし、はん濫を防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。

第 5 除去の方法

- 1 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ、自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- 2 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第 6 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、又はグラウンド等を利用し、集積する。

第 7 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第 5 章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第 26 節 文教対策計画

第 1 基本方針

町は、災害による児童生徒等の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

第 2 実施機関等

福祉担当、教委総務担当（管理班）、教委社会教育担当

第 3 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が北海道知事の委任により実施する。

第 4 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合
公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎等の建築
上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会（私立高等学校においては北海道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第5 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び興部町歴史的遺産保存条例（平成元年条例第10号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第 1 基本方針

町は、家屋の倒壊等による行方不明者の捜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体について適切な処理を行う。

第 2 実施機関等

救護担当

第 3 実施責任

救助法が適用された場合は北海道知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行うが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部（興部町分区）が行う。

救助法が適用されない場合は、町が関係機関等の協力を得て行う。

第 4 行方不明者の捜索

1 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡していると推定される者

2 実施の方法

行方不明者の捜索に当たっては、町は、興部警察署と協力し、紋別地区消防組合消防署興部支署、自衛隊及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な機械器具を活用して実施する。

3 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

- (1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

第 5 変死体の届出

変死体については、直ちに興部警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

第 6 遺体の処理

1 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

2 処理の範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存（町）
- (3) 検案
- (4) 死体見分（興部警察署）

3 収容処理の方法

- (1) 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部（興部町分区）の検案を受け、次により処理する。
 - ア 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。
 - イ 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- (2) 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- (3) 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

第7 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

2 埋葬の方法

- (1) 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- (2) 遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の死体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。
- (3) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。
- (4) 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

第8 他市町村から漂着した遺体の処理

- 1 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は町長に連絡のうえ、引渡す。

ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。

- 2 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

第9 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 28 節 家庭動物等対策計画

第 1 基本方針

町は、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講じる。

第 2 実施機関等

衛生担当

第 3 町の措置

- 1 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。
- 2 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。

なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第 4 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。
- 2 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。
- 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をすなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 29 節 応急飼料計画

第 1 基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料の応急対策について、必要な措置を講じる。

第 2 実施機関等

農林担当

第 3 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとし、北海道は、必要に応じ、農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第 30 節 廃棄物等処理計画

第 1 基本方針

町は、災害に起因するし尿、ごみ等生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置等（以下、本節において「廃棄物等の処理」という。）、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

第 2 実施機関等

衛生担当

第 3 町の措置

- 1 町は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。
なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

第 4 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより、廃棄物等の処理業務を実施する。

- 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準
町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。
なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の 5 の規定に従い、必要な措置を講ずる。
 - (1) ごみ処理
 - ア 収集
 - (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。
 - (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。
 - イ 処理
 - (ア) 処理処分は災害の状況により、埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却するなど、環境衛生上支障のない方法で処理する。
 - ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 被災家庭から排出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食料品、紙類、ガラス、陶器類、電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて、環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は、仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄するオホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

第 31 節 防災ボランティアとの連携計画

第 1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。町は、それぞれのボランティア活動が円滑に行われるようにボランティアに対するニーズを把握するとともに、北海道、日本赤十字社北海道支部及び社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

第 2 実施機関等

福祉担当

第 3 ボランティア団体・NPO の協力

町は、日本赤十字社北海道支部（興部町分区）又は各種ボランティア団体・NPO からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第 4 ボランティアの受け入れ

町は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

町は、ボランティアの受け入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第 5 ボランティア団体・NPO の活動

ボランティア団体・NPO に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳

- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第6 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部（興部町分区）、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第 32 節 労務供給計画

第 1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第 2 実施機関等

管理担当

第 3 供給方法

- 1 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- 2 1により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項

第 4 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各課長は、応急対策のため作業員を必要とする場合、次の事項を明示して、賃金作業員の配備を経済対策部長に要請する。

要請を受けた経済対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務

- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

第5 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第 33 節 職員派遣計画

第 1 基本方針

災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要があるときは、基本法第 29 条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は北海道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第 2 実施機関等

職員担当

第 3 要請手続等

- 1 町長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第 4 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定する。
- 4 派遣職員のサービスは、派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準】

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第 34 節 災害救助法の適用と実施

第 1 基本方針

町は、災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第 2 実施機関等

総務担当（総務班）

第 3 町の措置

救助法による救助の実施は、北海道知事（オホーツク総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、北海道知事から救助の実施について個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第 4 救助法の適用基準

救助法施行令の定めにより、町の適用基準は、次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上) の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の 住家が滅失した場合
5,000 人未満	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のも ・半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。 		

第5 救助法の適用手続

1 町

(1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

(1) オホーツク総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、北海道知事に報告する。

(2) 北海道知事は、オホーツク総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第6 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3箇月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）

救助の種類	実施期間	実施者区分
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1箇月以内	町
学用品の給与	教科書等 1箇月以内	町
	文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

（注） 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第7 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第 35 節 水防計画

第 1 総則

1 目的

本計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下、本節において「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 法 水防法をいう。
- (2) 本計画 興部町水防計画をいう。
- (3) 水防本部 興部町総務課内をいう。
- (4) 水防管理団体 興部町をいう。
- (5) 水防管理者 興部町長をいう。
- (6) 水防機関の長 興部消防団長（水防団長）をいう。
- (7) 水防団 興部消防団をいう。
- (8) 水防本部長 興部町長をいう。
- (9) 重要水防箇所 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- (10) 水防協力団体 水防に関する業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。
- (11) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。
- (12) 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

3 水防の責任と義務

(1) 水防管理団体の責任

町は、本計画に基づき管内における水防を十分果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責任

洪水等のおそれがあることを自ら知り、又は北海道知事から洪水予報の通知を受け、量水標等の示す水位が北海道知事の定める通報水位を超えるとき、又は水位周知河川の水位等の通知を受けた場合、その他水防上必要があると認めるときは、本計画の定めるところにより関係者に通報するとともに、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(3) 水防機関の長の責任

洪水等のおそれがあることを自ら知り、水防管理者から水防団の出動要請を受けたときは、直ちに水防団の各分団長に連絡し、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(4) 住民の義務

常に水防状況に注意し、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事しなければならない。また、危険の切迫したときは、指示に従い速やかに避難するものとする。

第2 水防組織と区域及び情報伝達系統

1 水防組織

(1) 水防本部の設置

法第10条及び第11条の規定による気象状況の通知を受けたとき、又は暴風雨、大雨、洪水等のおそれがあり、警戒の要があると認められるときから水害の危険が解消するまで、又は町本部が設置されるまでの間、水防管理者は、町役場に水防本部を設置するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、総務課及び各担当課において業務を処理する。

(2) 水防本部の組織

水防本部は町役場に置き、組織は町本部の組織に準じるものとする。

(3) 水防本部の所掌事務

水防本部の各部班の所掌事務は、町本部の各部班の所掌事務に準じるものとする。

ア 水防本部員の任務

水防本部員は、別に定めるところにより気象状況等の判断その他により、水防本部職員を待機させ、水防活動に出動できるよう体制を整えるものとする。

水防本部員は、水防本部長の命を受け、水防本部職員を指揮監督する。

イ 水防本部職員の任務

水防本部職員は、気象状況に注意し、出動が予想されるときは、水防活動に出動できるようにしなければならない。また、水防本部員の指揮を受け、

水防活動に従事する。

ウ 各班の水防作業区分

水防作業の出動は必要に応じ各班相互に協力して、水防に万全を期するものとする。

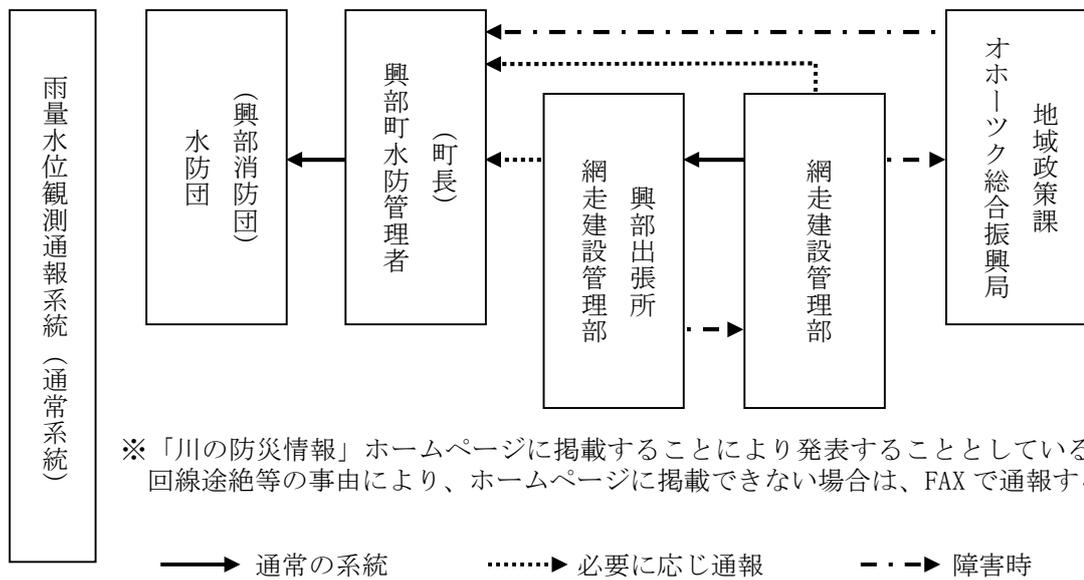
(4) 非常体制の配備人員基準

水防本部の非常配備体制は、町本部の非常配備体制に準じるものとする。

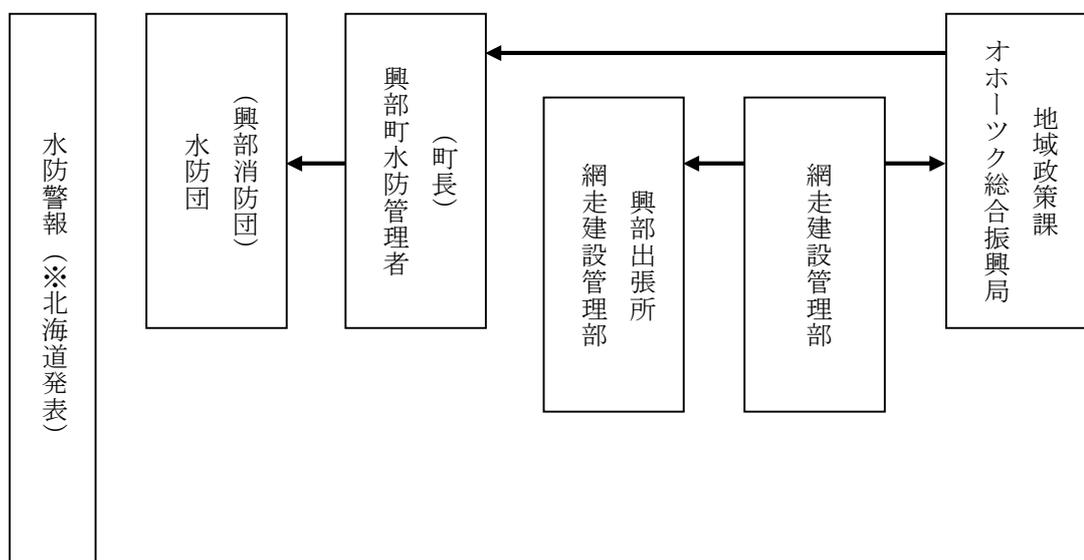
(5) 水防本部解散の時期

町本部が設置されたとき（町本部に統轄される。）及び水防本部長が状況判断し、解散を命じたとき。

【通常の水位・雨量の伝達系統】



【水位周知河川・水防警報河川で所定の水位に達した場合の伝達系統】



第3 予報及び警報等の伝達

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	適用
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

2 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

(1) 水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び北海道知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ア 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 気象警報	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
	大雨特別警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する。）。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
	高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報

(2) 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

気象業務法第 15 条の規定により、北海道は、札幌管区气象台から法第 10 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 の規定による気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者（町長）に通知するものとする。

気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、消防庁及び北海道は気象情報伝送処理システム、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、北海道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（町長）へ通知される。

また、NTT 東日本・西日本から警報事項が町に通知される。

第 4 水防警報

北海道知事は、法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は法第 16 条第 1 項により、

北海道知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

北海道知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は北海道知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動機関が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水(堤防から水があふれる。)、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川はん濫警戒情報等により、又は、既にはん濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 津波に関する水防警報の種類及び発表基準

北海道知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は北海道知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

なお、気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとす。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表されるなど、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

3 北海道知事が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

法第 16 条第 1 項の規定により、北海道知事が水防警報を行うために指定した河川は、次のとおりである。

水系名	河川名	水防警報区		実施機関
		左岸	右岸	
興部川	興部川	自 紋別郡興部町字興部 1156 番地 1 地先 至 海	自 紋別郡興部町字興部 397 番地 1 地先の天北 跨線橋下流端 至 海	オホーツク総合 振興局 網走建設管理部

第 5 水位情報の通知及び周知

北海道知事は、法第 13 条第 2 項の規定により指定した河川（水位周知河川）について、水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知する。また、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、町長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

1 北海道知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川

法第 13 条第 2 項の規定により、北海道知事が水位情報の通知を行うものとして指定した河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

水系名	河川名	水位周知区間		実施機関
		起点	終点	
興部川	興部川	紋別郡興部町字興部 1156 番地 1 地先	海	オホーツク総合振興局 網走建設管理部

(2) 水位情報の伝達

北海道知事は、あらかじめ定めた伝達系統により、関係水防管理者に水位情報を伝達する。

また、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信している

が、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。

第6 水防に関する予警報の受報伝達について

1 受報責任者

総務課長

2 執務時間外における処置

日直者は、執務時間中において関係機関により水防に関する予警報を受報したときは、発令者・受報時刻・受報内容等について、直ちに総務課長に連絡し、適切な指示を受ける。

第7 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる。
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記1～4に準じて取扱う。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2 信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4 信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休止-○-

(備考)

- ①信号は、適宜の時間継続すること。
- ②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- ③危険が去ったときは、口頭伝達又は町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

第8 水防活動

1 監視、警戒、通報

(1) 常時監視

水防管理者は、区域内、河川堤防等について常時巡視員を設け、随時巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水防本部へ通報する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に監視員、連絡員を配置し、異常を発見したときは、直ちにその状況及び見通しを水防本部へ報告す

るとともに、水防作業を開始する。

(3) 水位観測所

河川名	名称	水位		実施機関	関係 水防管理者
		水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位		
興部川	興部	4.50m	5.06m	オホーツク総合振興局 網走建設管理部	興部町長
藻興部川	第二	11.58m	12.78m	オホーツク総合振興局 網走建設管理部	興部町長

(4) 樋門の管理

管理者は、警戒警報が発令されれば、直ちに現場を巡視するとともに、樋門の開閉の適切な管理に当たると同時に水防本部長に報告する。

2 町内一般に対する周知

(1) 周知方法

ケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声器等により、各分団長並びに自治会を通じて、次の事項を周知する。

- ア 気象状況
- イ 洪水予想
- ウ 警戒水位
- エ 水防出動
- オ 堤防その他の決壊
- カ 立退き避難場所
- キ 水防警戒解除
- ク その他

3 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、又は水位が北海道知事の定める警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときには、水防団（消防団）に出動準備又は出動指令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、気象その他の状況で洪水のおそれがあると認める場合、出動準備を指令する。

(2) 出動

水防管理者、水防機関の長は、水防信号等により水防団員に出動を命ずる。

水防団は、危険な箇所発見の場合、直ちに水防活動を開始するとともに、その応援の要否を水防本部長に報告する。その際、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 居住者の出動

水防本部長は、水防信号第3信号により水位、その他堤防決壊の状況で居住者の出動を命ずることができる。出動者は、水防本部長の指示により作業に従

事する。

4 水防作業

(1) 水防工法

土のう積み工、木流し工、月の輪工、釜段工等の水防工法を用いる。

(2) 水防作業上の心得

ア 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動を取ってはならない。

イ 夜間は特に言語に注意し、みだりに「越水」とか「堤防の決壊」等の想像による言動をしてはならない。

ウ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防作業者を緊張によって疲れさせないように留意し、水防能力を発揮できるように心がけること。

エ 洪水時において堤防に異常の発生する時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大するとき、又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の 3/4 くらいに減少したときが最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

オ 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は、避難を優先しなければならない。

(3) 水防活動報告

水防団長（消防団長）は、水防活動終了後 2 日以内に、水防本部長に報告しなければならない。

5 避難計画

災害による避難のための指示、勧告等については、町防災計画の定めるところによる。

6 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施する。

第 9 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険が予想されなくなったとき、水防解除を命ずるとともに、一般に周知し、オホーツク総合振興局に通報する。

第 10 協力応援及び水防費用公用負担

1 協力及び応援

(1) 隣接水防管理団体並びに隣接市町村水防団（消防団）との応援協定

水防管理者は、隣接する関係水防管理者との間で、水防について互いに協力、応援するものとし、他より応援を求められたときは自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、水防作業員あるいは必要な資機材をもって応援する。

応援のため派遣されたものは、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水

防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

(2) 警察との協定

水防本部長は、あらかじめ、次の事項について協定しておく。

- ア 必要に応じての警察電話、無線使用について
- イ 法第 22 条に規定する警察官、警察署員の援助要求について
- ウ 法第 29 条の規定する退避について
- エ 一般被害、土木被害の情報交換について
- オ その他、水防について必要な事項

(3) 河川管理者の協力

河川管理者は、管理する河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、次の協力をを行う。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- エ 水防管理団体の水防資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

(4) 住民、自主防災組織との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、地域住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

2 水防費用と公用負担

(1) 費用負担

町の水防に要する経費は、法第 41 条により町が負担するものとする。ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、北海道知事に斡旋を申請する。

- ア 法第 23 条の規定による応援のための費用
- イ 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

(2) 公用負担

ア 公用負担権限（法第 28 条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石・樹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分する。

イ 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、水防管理者・水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けたものにあっては、証明書を携行し、必要あるときは、これを提示しなければならない。

ウ 公用負担の証書

公用負担の権限を行使したときは、証書を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(3) 損失補償（運搬用具・器具等の使用に対して）

水防管理団体は、(2)の権限行使によって損失を受けたものに対して、時価により、その損失を補償するものとする。

第11 水防訓練

町は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練等を実施し、水防技術の向上を図る。

また、法第15条の3の規定により要配慮者利用施設、法第15条の4の規定により大規模工場等においても訓練の実施に努めるとされていることから、当該施設の所有者又は管理者とも連携を図り、水防訓練を実施するよう努める。

状況に応じ、区域内住民の水防訓練参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

第12 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれるなどの危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意する箇所である。

重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒を更に厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

水系名	河川名	右・左岸	重要水防区間		延長(km)	重要度
			起点	終点		
興部川	興部川	左岸	(国) 興部橋から 1.5km 下流	(国) 興部橋	1.50	A
興部川	興部川	左岸	(国) 興部橋	(国) 興部橋から 1.0km 上流	1.00	B
興部川	興部川	左岸	(国) 三興橋	(国) 三興橋から 0.6km 上流	0.60	B
興部川	興部川	右岸	(国) 興部橋から 1.5km 下流	(国) 興部橋	1.50	A
興部川	興部川	右岸	(国) 興部橋	(国) 興部橋から 1.0km 上流	1.00	B

第13 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名

称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町で定める用途及び規模に該当するもので、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

2 洪水ハザードマップ

町では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心得を養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 14 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及・啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携のもとに、上記の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年、水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第6章 地震・津波災害対策 計画

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、町防災計画「地震・津波災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

第7章 事故災害対策計画

第1節 海上災害対策計画（海難対策計画）

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

水産担当

第3 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- 1 町は、迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- 2 町は、海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- 3 町は、職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- 4 町は、海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 5 町は、海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- 6 町は、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- 7 町は、船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - (1) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (2) 町は、漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

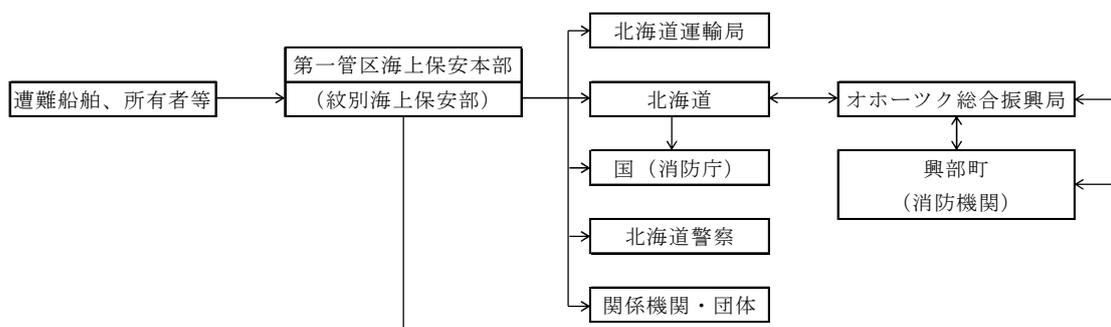
第4 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部（海上保安庁法第5条）

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

(イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。

(ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

(エ) 警察庁及び北海道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

(ア) 遭難船舶を認知した町は、紋別海上保安部及び興部警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

ウ 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所（道内に107箇所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、紋別海上保安部と紋別地区消防組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

11 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 海上災害対策計画（流出油等対策計画）

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

水産担当

第3 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- 1 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、紋別海上保安部、北海道、北海道警察、町（紋別地区消防組合消防署興部支署））
 - (1) 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - (2) 町は、災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - (3) 町は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - (4) 町は、災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
 - (5) 町は、災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
 - (6) 町は、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- 2 各行政機関の個別の実施事項（町（紋別地区消防組合消防署興部支署））
 - (1) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - (2) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - (3) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について、次のとおり指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

- (4) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

第4 災害応急対策

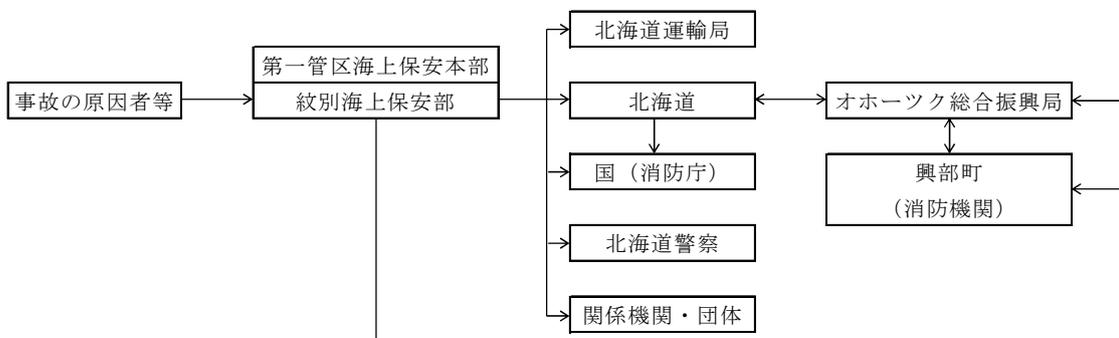
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「北海道流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は、次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出をとどめ、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。

特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し、流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展開、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

(4) 北海道、町（紋別地区消防組合消防署興部支署）

ア 北海道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものと

し、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は、次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて、町（紋別地区消防組合消防署興部支署）に協力を要請するものとする。

(2) 町（紋別地区消防組合消防署興部支署）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、実施する。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、実施する。

9 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、「第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第3節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節で「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

全担当

第3 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置を取るものとする。
- イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措

置を講ずるものとする。

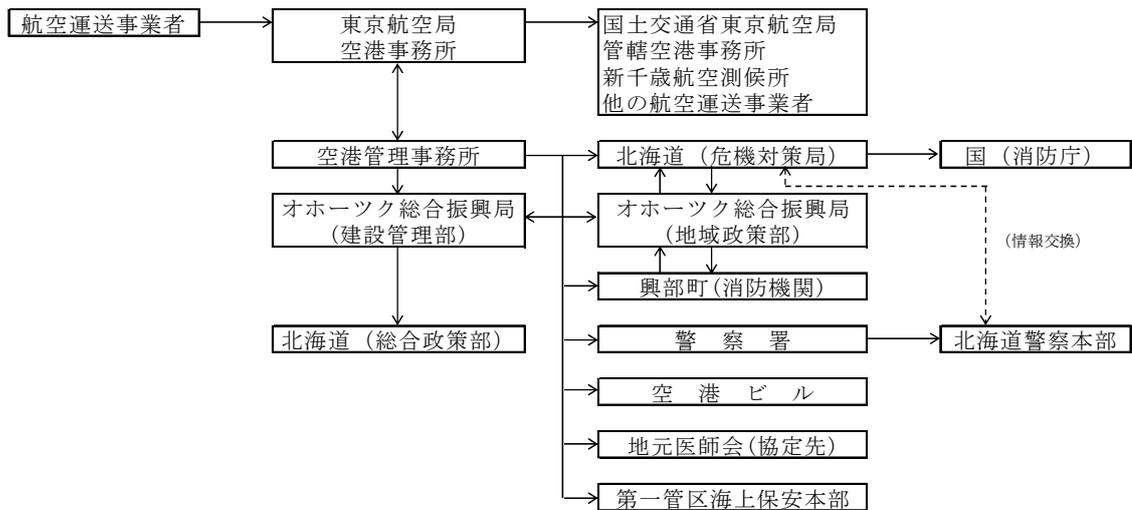
第4 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 航空災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項
- (2) 旅客及び地域住民等への広報
- 町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。
- ア 航空災害の状況
 - イ 旅客及び乗務員等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ 航空輸送復旧の見通し
 - カ 避難の必要性等、地域に与える影響
 - キ その他必要な事項
- 3 応急活動体制
- 町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- 4 搜索活動
- 航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行う。
- 5 救助救出活動
- 空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。
- 6 医療救護活動
- 航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるほか、次により実施する。
- (1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所
- ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。
 - イ 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。
- (2) 地元医師会
- 「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき、医療救護活動を実施するものとする。
- 7 消防活動
- 航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。
- (1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所
- ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するもの

とする。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 紋別地区消防組合消防署興部支署

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

管理担当、建設担当

第3 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に、その情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止等、必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の

点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第4 災害応急対策

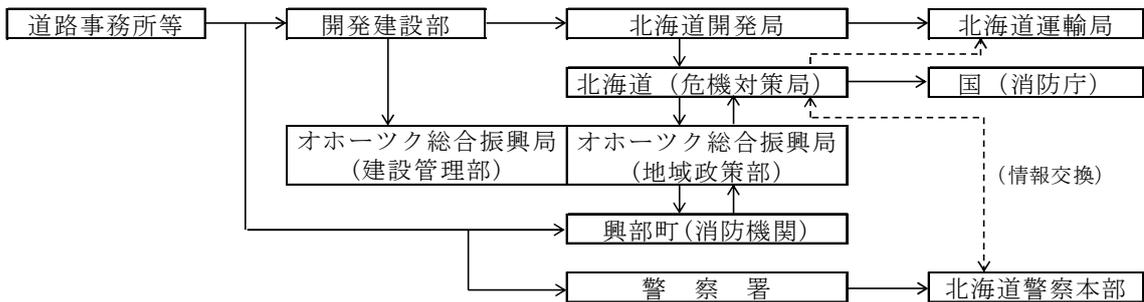
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

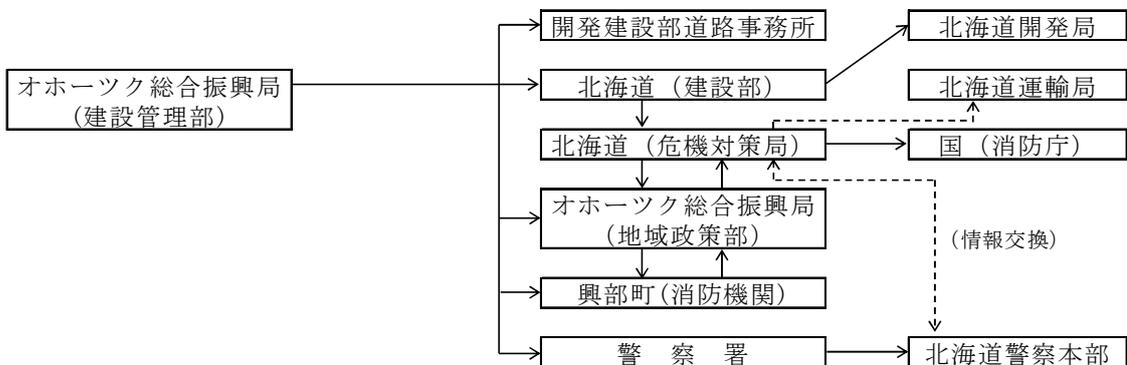
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

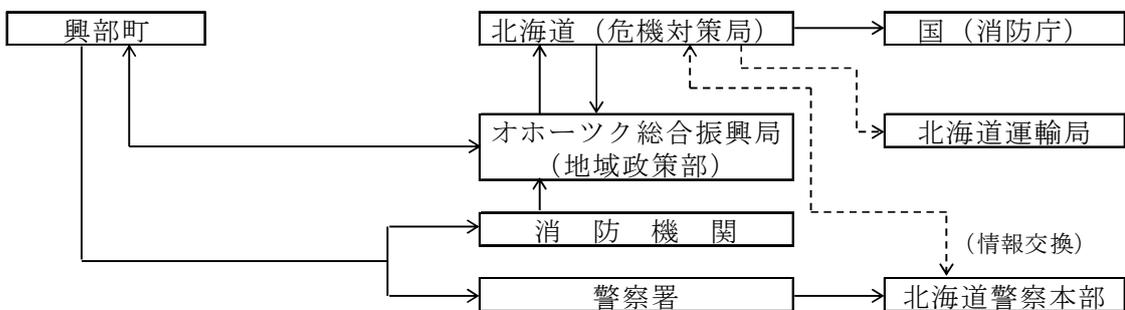
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」

の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 紋別地区消防組合消防署興部支署

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第5節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に

努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

全担当

第3 危険物の定義

- 1 危険物
消防法第2条第7項に規定されているもの
【例】石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
- 2 火薬類
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
【例】火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
- 3 高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの
【例】液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
- 4 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
【例】毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
- 5 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。

第4 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関が取るべき対応は、次のとおりとする。

- 1 危険物等災害予防
 - (1) 事業者
 - ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 北海道、紋別地区消防組合消防署興部支署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに北海道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について指導監督する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置を取るよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(5) 紋別地区消防組合消防署興部支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備

し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

(5) 紋別地区消防組合消防署興部支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散するなどにより、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 紋別地区消防組合消防署興部支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、紋別地区消防組合消防署興部支署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 紋別地区消防組合消防署興部支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火

管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

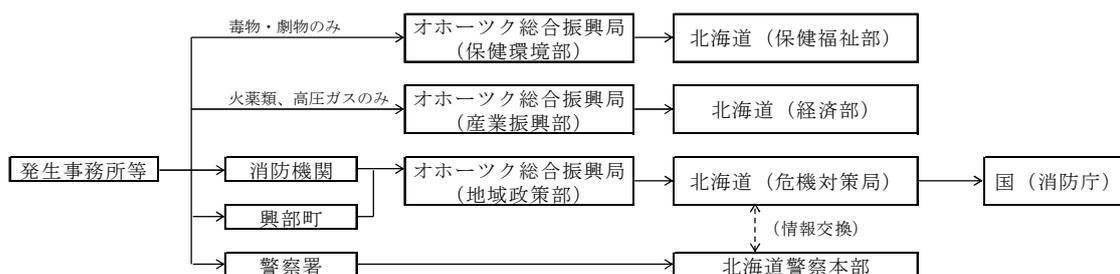
第5 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

- (1) 事業者
的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。
- (2) 危険物等の取扱規制担当機関
危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 事業者
消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。
- (2) 紋別地区消防組合消防署興部支署
ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス

検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

全担当

第3 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、紋別地区消防組合消防署興部支署

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川

水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員・消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ、体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次に掲げる火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局	警報発令条件
オホーツク	実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

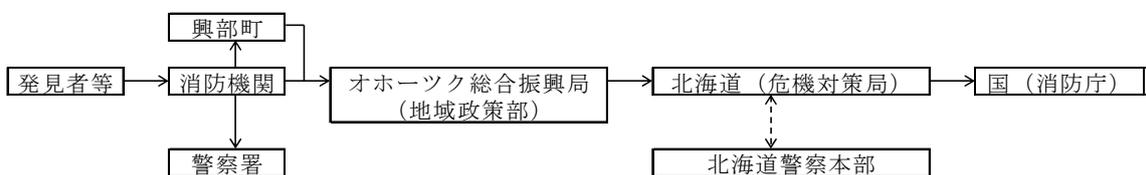
第4 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対

集の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

全担当

第3 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、国、北海道及び関係機関は、次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局、北海道

町、北海道森林管理局、北海道は、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

(ア) 森林法及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

(5) バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

オホーツク総合振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 町の組織

町区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された興部町林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方气象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりとする。

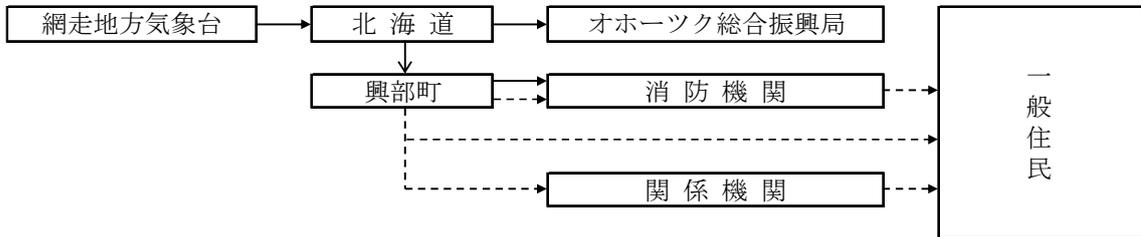
発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
網走地方气象台	紋別地方	実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、若しくは平均風速が 12m/s※以上と予想される場合

※ 紋別小向（アメダス）の観測値は、西～北西の風においては 15m/s、雄武特別地域気象観測所の観測地は、西南西の風においては 15m/s を目安とする。

上記通報基準の平均風速は、陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



.....▶ は、町長が火災に関する警報を発した場合

ア 北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれをオホーツク総合振興局及び町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報する。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

ウ 関係機関

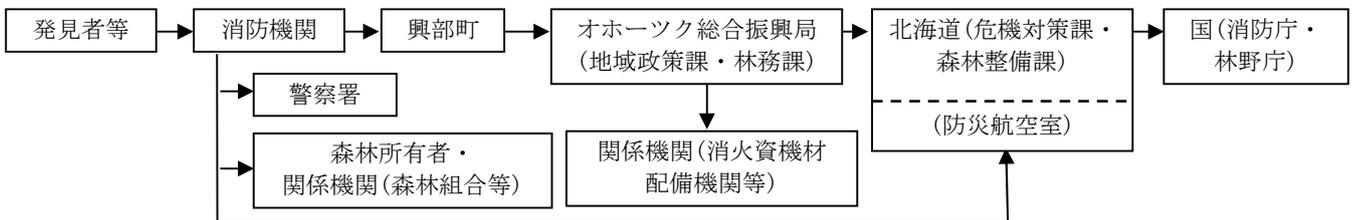
関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

第4 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等によ

り空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

北海道知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

町、紋別地区消防組合消防署興部支署及び北海道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第8節 家畜伝染病対策計画

第1 基本方針

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定める特定家畜伝染病（口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ等）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その感染拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、予防、応急対策に努める。

第2 実施機関等

農林担当

第3 予防対策

家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するため、家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）で定める飼養衛生管理基準を遵守し、家畜等の衛生管理に努める。

第4 応急対策

町は、町若しくは他の地域において家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関と連携し、各種対応を迅速かつ適切に実施する。

1 対策本部の設置

興部町家畜伝染病自衛防疫組合（以下「自衛防疫組合」という。）は、町若しくは他の地域において家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがあり、その防疫対策を講じる必要がある場合には、町と連携し、「興部町家畜伝染病対策本部」を設置し、家畜伝染病の対応に当たるものとする。

興部町家畜伝染病対策本部は、町長が招集し、対策本部長の任に当たるものとする。

2 家畜伝染病発症時の初動

- (1) 関係機関へ情報伝達及び協力要請を行う。
- (2) 人員の確保及び対策スケジュールを作成する。
- (3) 家畜に異常が発生した農場は、速やかに検査を行い、家畜の移動制限を行う。
- (4) 農場への出入りについて、関係機関（獣医師、受精師、削蹄師、集乳車、飼料運搬車等）に注意喚起を行う。
- (5) 出入りする人・車両の消毒体制を整備する。

※ 発生農場への人・車両の出入りについては、原則、農場主が自主規制を行うよう指導するとともに、乳検、ヘルパー、削蹄師等の利用は中止する。

3 情報の収集及び伝達

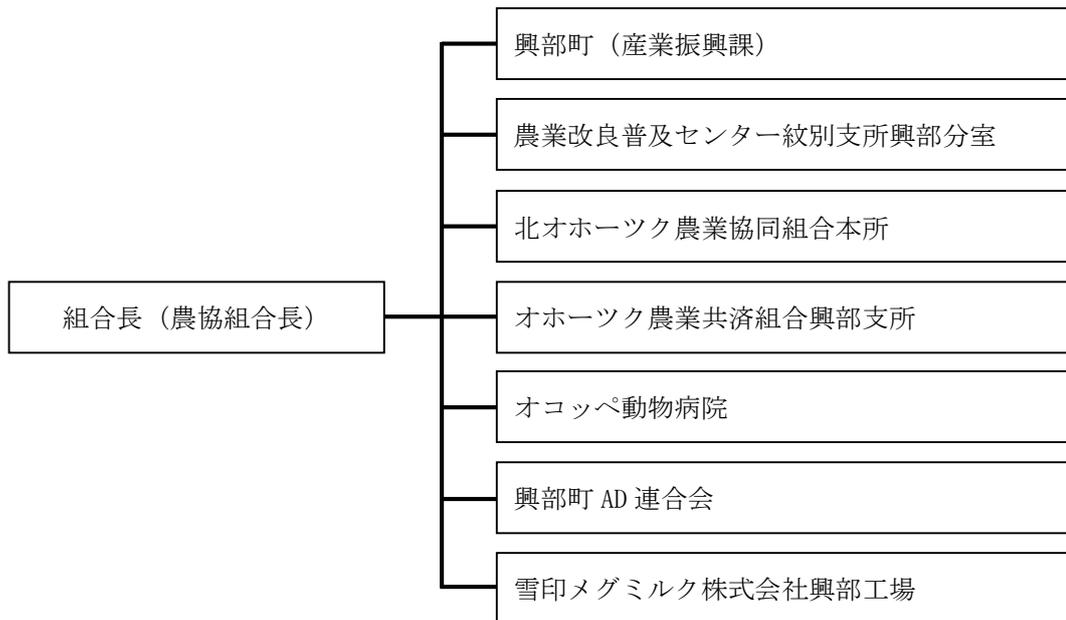
- (1) 情報収集窓口を自衛防疫組合事務局（興部町産業振興課）に置く。

- (2) 町内畜産農家に対する情報の提供
- (3) 住民に対する情報の提供
- (4) 報道機関を通じた情報の提供

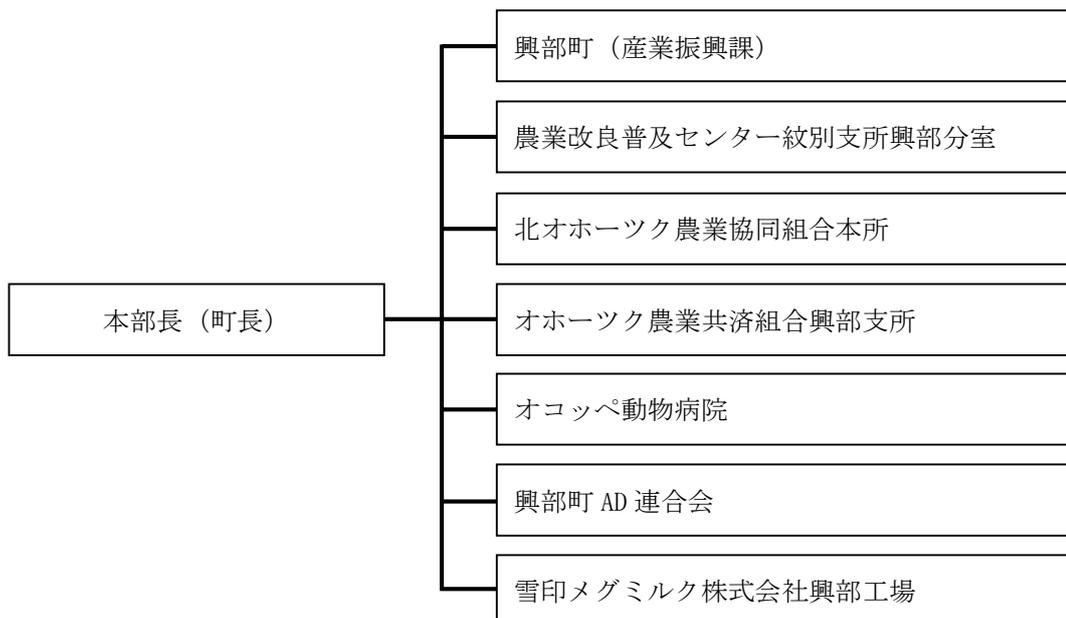
注1 個人情報の保護及び風評被害を考慮し、情報公開には細心の注意を払うこと。

注2 自衛防疫組合構成団体以外には農場名を公表せず、伝染病発生地区名とし、状況を見て協議する。

【興部町家畜伝染病自衛防疫組合組織図】



【興部町家畜伝染病対策本部組織図】



第8章 災害復旧・被災者 援護計画

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、北海道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 下水道

(10) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 紋別地区消防組合消防署興部支署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況

サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節第 2 の(2) のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、北海道知事が寄託を受けたものについては、委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は、「北海道災害義援金募集委員会会則」の定めるところによる。